

令和5年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第2日目）

令和5年3月10日（金曜日） 午前9時30分開会

- 第14 議案第13号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第19号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第21号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算について
- 第19 議案第8号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第20 議案第9号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第21 議案第10号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第11号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第23 議案第12号 令和5年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第24 議案第14号 訓子府町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第25 議案第15号 訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第26 議案第16号 訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第27 議案第17号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第18号 訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第29 議案第23号 町道路線の廃止について
- 第30 議案第24号 町道路線の認定について
- 第32 報告第1号 定期監査結果報告について
- 第33 報告第2号 出納検査結果報告について
- 第34 報告第3号 所管事務調査結果報告について

○出席議員（9名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 余 湖 龍 三 君 | 2番 | 西 森 信 夫 君 |
| 3番 | 山 田 日出夫 君 | 4番 | 仁 木 義 人 君 |
| 5番 | 西 山 由美子 君 | 6番 | （ 欠 番 ） |
| 7番 | 泉 愉 美 君 | 8番 | 谷 口 武 彦 君 |
| 9番 | 工 藤 弘 喜 君 | 10番 | 河 端 芳 惠 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | |
|-----------------------|-----------|
| 町 長 | 菊 池 一 春 君 |
| 副 町 長 | 森 谷 清 和 君 |
| 総 務 課 長 | 硯 見 康 之 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 篠 田 康 行 君 |
| 企 画 財 政 課 業 務 監 | 本 庄 朋 美 君 |
| 町民課長・元気なまちづくり推進室長 | 坂 井 毅 史 君 |
| 福 祉 保 健 課 長 | 今 田 朝 幸 君 |
| 福 祉 保 健 課 長 補 佐 | 関 口 好 子 君 |
| 農 林 商 工 課 長 | 大 里 孝 生 君 |
| 建 設 課 長 | 荒 沢 直 樹 君 |
| 建 設 課 業 務 監 | 河 端 健 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 森 田 繁 光 君 |
| 会 計 管 理 者 | 渡 辺 克 人 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 長 | 林 秀 貴 君 |
| 管理課長・子ども未来課長 | 高 橋 治 君 |
| 子ども未来課長補佐 | ト 部 恵 司 君 |
| 社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 | 山 田 洋 通 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 今 田 和 則 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 細 川 孝 雄 君 |
| 監 査 委 員 | 平 塚 晴 康 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 森 下 直 治 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 石 岡 宏 造 君 |
| 議 会 事 務 局 係 長 | 小 林 央 君 |

◎開議の宣告

○副議長（西山由美子君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。

◎議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第7号、
議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○副議長（西山由美子君） 昨日に引き続き、新年度予算関連の提案理由の説明を求めます。

昨日に引き続き、議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算の歳出から提案理由の説明を求めます。別冊予算書47ページです。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 昨日に続きまして、議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算について、提案説明いたします。47ページからの歳出の事項別明細書になります。

歳出についても歳入同様に、新規、あるいは特徴的なものを中心に説明させていただくとともに、制度や積算方法等に変更がなく、事業対象人数・件数など、年度により基礎数値が変動するものなど、単純な理由により事業費が増減するものなどは、説明を一部割愛させていただきます。

また、昨日も説明させていただきましたが、本年度は骨格予算であり、政策的な事業予算は留保しているものもあります。前年度予算と比べ、大きく減額となっている事業予算がありますので、ご了承願います。

なお、予算見積の積算に用いる1リットル当たりの灯油と重油の単価が14円増となるなど、燃料費単価が上昇、さらに電気料金が高騰しており、全体で38.4%の増額計上となっております。

さらに、北海道の最低賃金の上昇額が過去一番となったことや、物価高騰の影響などにより、消耗品や備品などの価格、委託料の上昇などを見込んで予算計上しております。

これらは、全体的に共通するものなので説明を省略させていただく場合がありますので、ご理解願います。

なお、説明の中で、予算の増減を申し上げますが、前年度、令和4年度当初予算との比較であります。

それでは、説明に入ります。

47ページ、1款、議会費になります。

事項別明細書は、左のページに款項目、右側のページに節と事業別予算が計上されております。

事業区分、1. 議員人件費の職員手当等は、期末手当支給率0.1月分増を見込んで20万3千円の増の891万6千円を、共済費の議員共済会負担金は、負担率が下がるため47万9千円減の718万2千円。

事業区分、2. 議会運営費のうち、需用費・修繕料に議場音響設備の会議ユニット交換修繕費11万4千円、印刷製本費は、議会だより印刷単価の引き上げなどを見込むなど、65万8千円増の278万9千円を、備品購入費には、議会広報用デジタルカメラ1台分19万8千円を、負担金、補助及び交付金の会議等負担金は、本年度、北海道町村議会議長会府県行政委託調査負担金がありませんので18万4千円減の3万5千円を計上。

事業区分、3. 事務局費の負担金、補助及び交付金の会議等負担金についても、北海道町村議会議長会府県行政委託調査負担金が発生しませんので17万3千円減の5万3千円を計上。

51ページ、ここからは、2款、総務費になります。

1項、1目、一般管理費の事業区分、1. 総務一般管理事業の委託料、町史編さん業務は3年目で執筆量が増えるため144万1千円増の323万4千円、なお、前年度の個人情報保護制度法移行支援業務委託料192万5千円が本年度はありませんので、委託料は差し引き48万4千円の減、備品購入費では、前年度購入の町長および来賓送迎用公用車購入分580万円が減となりましたが、町長改選などに伴う事務用備品25万円を新たに計上。

次に、54ページ、事業区分、3. 庁舎等維持管理事業の委託料では、上から4行目の庁舎吸収冷温水機分解整備業務1、202万3千円とその下の庁舎冷却塔整備業務631万7千円を新規計上しましたが、前年度実施の電話機更新業務1、564万1千円が減となるなど、節全体で309万2千円増の3,347万2千円を計上、工事請負費の高圧ケーブル等更新工事費は、庁舎と公民館の二つの建物の電気工事ですが、前年度は庁舎高圧ケーブル改修を実施しましたが、本年度は公民館高圧ケーブル改修と庁舎気中開閉器更新等も実施することから161万7千円増の410万2千円を計上。

56ページ、事業区分、6. 職員管理研修事業、委託料の給与システム改修業務は、職員の定年年齢引き上げに伴うもので54万6千円を計上。

事業区分、7. 情報管理事業のうち、58ページになりますが、中ほどの使用料及び賃借料のシステム使用料では、児童手当システムのサーバー機器保守期限切れを機にデータセンターへ切り替えることとし、その初期費用と利用料合わせて237万6千円を計上するなど、節全体で220万1千円の増。

事業区分、8. 各種基金積立金のうち、財政調整基金積立金は、基金運用先の備荒資金組合の超過納付金の配分率引き上げにより264万円増の459万9千円、ふるさとおもいやり基金には、寄付金5,500万円と利子4千円を積み立て、前年度3千万円積み増しを行った社会資本整備基金は、本年度利子分のみ積み立て、これらにより事業全体で6,130万1千円減の6,453万9千円を計上。

次に、2目、財政管理費のうち、60ページの上から4行目の指定金融機関事務取扱負担金は、役場の出納窓口における北見信用金庫訓子府支店による出納事務取扱に対する負担金で、前年度まで200万円でしたが、消費税相当額の負担要請がかねてからあり、一般の人件費などが上昇している状況を鑑み20万円増の220万円を計上。

3目、財産管理費のうち、需用費、修繕料には、末広教職員住宅、3棟6戸の屋根塗装修繕188万5千円を含む308万5千円を計上、前年度委託料に計上の物置設置解体等業務90万5千円は完了のため、本年度は計上ありません。

4目、公有林管理費の事業区分、1. 町有林管理事業の役務費・保険料は、森林火災保険の加入更新面積が前年度と比べ204.21ha減って106.64haとなり、保険料が255万9千円減、使用料及び賃借料の車両借上料、原材料費の林道等用原材料は、林道補修関連経費の減により、合わせて85万6千円の減、事業全体で353万9千円減の496万9千円を計上。

事業区分、2. 町有林整備事業（補助）の委託料は、常盤町有林の木材生産性を向上させるため、林業専用道の実施設計業務として746万2千円を新規計上、その下の造林業務は、間伐面積の減などにより912万円の減、工事請負費には、常盤町有林の林道専用道規格相当常盤線開通工事費として4,104万9千円を新規計上、なお、実施設計費分も含め全額道費補助で賄われることになっております。

62ページの上の原材料費、造林用原材料は、前年度と比べ造林面積が9.04ha減ったことなどにより176万8千円減の160万1千円を計上。

事業区分、3. 町有林整備事業（単独）の委託料・造林業務は、皆伐面積が0.76ha増となり704万5千円増の2,452万8千円を計上。

5目、保安林管理費の事業区分、1. 保安林管理事業の使用料及び賃借料は、前年度計上の防風保安林管理用作業道新規作設用車両借上料がなくなったことなどにより74万2千円の減、また、同様に前年度計上の作業道作設のための原材料118万3千円も未計上となっております。

事業区分、2. 保安林整備事業（補助）は、新植4.54haなどの発生により、委託料で118万3千円の増、原材料費で182万円の新規計上となっております。

事業区分、3. 保安林整備事業（単独）の委託料、造林業務は、前年度と比べ皆伐面積が3.78ha減の1.48haとなり805万5千円減の539万円を計上。

次に、6目、住民活動費の事業区分、1. 広報広聴事業は、需用費、印刷製本費738万1千円のうち、広報紙印刷代が紙代の高騰により118万9千円増の698万3千円を計上したことなどにより、事業全体で123万2千円増の895万2千円を計上。

事業区分、2. 住民活動促進事業では、各町内会活動費補助金、各実践会活動費補助金を留保したことなどにより、事業全体で418万6千円減の822万3千円を計上。

次に、64ページ、事業区分、3. 地域集会所等維持管理事業は、前年度、地域集会所用ストーブ9台と日の出ふれあいセンター用テーブル10台を備品購入費に177万5千円計上していましたが、事業完了のため本年度未計上となっております。

事業区分、4. 難視聴対策事業では、前年度修繕料に計上の訓子府テレビジョン中継局の放送機修繕が完了したことなどから、事業全体で44万円の減。

次に、66ページ、7目、住民安全対策費の事業区分、1. 危機管理対策事業の負担金、補助及び交付金の日本赤十字社訓子府町分区負担金15万8千円は、日本赤十字社が実施するAEDの共同購入にかかる負担金で、役場に配備する1台分です。町が直接購入するよりも、5割前後で購入できることから、訓子府町分区を通じて取得するものでございます。なお、役場も含めて更新8台、新設2台の取得がありますが、各施設で予算計上しており、同じ負担金名で計上しております。また、単価につきましては、スタンド付きが15万8千円、スタンドなしが12万6千円となっております。

事業区分、2. 交通安全対策事業では、需用費、修繕料に町道南8線と町道相内線の交

差点付近のゼブラライン更新2か所分29万4千円、委託料・交通安全施設等設置維持管理業務には、町道南7線と道道白糠線交差点付近に「止まれ」の路面標示の設置2か所分11万4千円、農道南7線と町道西21号線交差点付近に「止まれ」の注意看板設置2か所分の21万5千円、合わせて32万9千円を計上。

68ページ、8目、企画費の事業区分、1. 企画一般事業の需用費、印刷製本費には、毎年度、町民に配布する予算の紹介冊子「よくわかるまちの仕事」の印刷製本代を計上しておりますが、本年度統一地方選挙のため、政策的予算が決定する6月の第2回定例町議会と来年3月の第1回定例町議会後の2回発行することになるため、1回分32万8千円を加えて計上しております。負担金、補助及び交付金のオホーツクAI推進協議会負担金には、オホーツクの認知度アップのため、ロコ・ソラーレを画材としたポスター作成やデジタルフォトフレーム活用キャンペーンなどを展開するための追加負担金15万2千円を加算して21万2千円を計上。

事業区分、2. 地方交通対策事業の委託料、高齢者ハイヤー利用サービス業務は、前年度決算見込額を基に266万円増の1,153万8千円を、負担金、補助及び交付金の地域間幹線系統確保維持事業費補助金は当初留保のため、節全体で1,596万8千円の減となっております。

事業区分、4. まちづくり推進事業では、まちづくりパワーアップ特別対策事業補助金予算を留保のため、事業全体で209万円の減となっております。

70ページになります。

事業区分、5. ふるさとおもいやり寄付推進事業では、寄付額を8,700万円から5,500万円と3,200万円減じたこと、さらにふるさと納税サイトの中間管理事業者の見直しを行ったことから、報償費で960万円の減、役務費で1,004万6千円の減、使用料及び賃借料で82万7千円の減、事業全体で2,047万3千円を減額。

事業区分、6. 地域振興事業の負担金、補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金は、前年度までに交付決定した分のみを計上したことにより375万3千円減の1,001万7千円を計上。

前年度719万円計上の地域おこし協力隊事業は、政策予算のため、当初留保としております。

9目、地籍管理費の事業区分、1. 地籍管理事業は、前年度41万4千円計上の地籍管理システム背景用画像ライセンス使用料は、前年度で更新完了のため未計上となっております。

次に、72ページ、2項、1目、税務総務費の事業区分、2. 固定資産評価事業では、前年度、委託料に令和6年度評価替えに向けて固定資産税標準地鑑定評価業務委託料263万8千円を計上しておりましたが、業務終了のため、本年度は未計上となっております。

2目、賦課徴収費の事業区分、1. 賦課徴収事業の委託料、システム改修業務は、特別徴収義務者を經由して納税者に対し紙媒体で通知している住民税の特別徴収額通知について、特別徴収義務者の選択によりエルタックスを經由した電子データによる送付が可能となるようにシステム改修するもので124万7千円を計上。

次に、74ページ、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の事業区分、1. 戸籍住民基本台帳事業では、戸籍法改正により、氏名に読み仮名を表記したものを記載事項とすることに

なるため、委託料にシステム改修業務として552万2千円を計上、また、現在の戸籍事務処理システムは5年を経過し、保守期限が近付いていること、あわせてサーバーを自庁設置型からクラウド型に変更するため、戸籍事務処理システムを更新することとし、役員費、手数料に13万8千円、委託料、戸籍事務処理システム機器更新業務に935万円、備品購入費の事務用備品239万4千円のうち220万円、合計1,168万8千円を計上しております。

76ページ、4項、選挙費、2目、知事・道議会議員選挙費は、前年度に引き続き、本年度分の執行経費を計上。

その下の3目、町長・町議会議員選挙費には1,364万5千円を計上。

次に、77ページ、昨年7月10日執行の参議院議員選挙にかかる選挙費は、本年度廃目となっています。

5項、1目、統計調査総務費、事業区分、1.各種統計調査事業には、本年度は5年ごとに実施の住宅・土地統計調査費19万円を計上しております。

6項、1目、監査委員費、事業区分、1.監査委員運営費では、80ページの旅費に東京都で開催される全国町村監査委員研修会旅費17万円を計上。なお、これは、改選年度のみ計上しているものでございます。

次に、81ページ、ここからは、民生費になります。

1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、1.社会福祉一般事業の負担金、補助及び交付金のうち、社会福祉協議会活動費補助金では、北海道社会福祉協議会からの生活福祉資金特例貸付債権管理事務受託金130万9千円が新たに収入になること、それから、非常勤職員が訪問介護業務も携わることになり、訪問介護支援事業と両方で人件費負担をすることとなったことから137万1千円の減となっております。

84ページの事業区分、5.自立支援サービス事業の扶助費の介護給付費は、重度訪問介護対象者がいないことなどから147万9千円の減、その下の訓練等給付費では、共同生活援助、就労継続支援AおよびBで対象者数が増えたことなどから591万1千円の増、5行下の療養介護医療費では、医療分で1名増を見込み60万4千円の増額計上。

事業区分、6.地域生活支援事業の扶助費、86ページになりますけども、86ページの上から4行目の訪問入浴サービス費助成は、現在、登録者がいないため、仮に1回分1万5千円を計上しております。

事業区分、8.国民健康保険特別会計繰出金は、対前年度で154万8千円の減となっております。

次に、2目、高齢者福祉費、事業区分、1.高齢者福祉一般事業の負担金、補助及び交付金、訪問介護支援事業補助金ですが、社会福祉協議会活動費補助金でも説明しましたが、協議会の非常勤職員が訪問介護支援事業にも携わることから、その分を本事業で負担することになり、本補助金は162万3千円の増、その下の居宅介護支援事業は、居宅介護ケアプラン作成件数を86件少ない528件と見込んで、居宅介護料収入100万9千円減としたことなどから、町からの本補助金は150万2千円の増、扶助費の老人福祉施設措置費は、現在2名の入所者がいますが、新規1名を見込み3名分で375万2千円を計上。

88ページの事業区分、5.後期高齢者医療事業の負担金、補助及び交付金、療養給付

費負担金 6,950万8千円は、北海道後期高齢者医療広域連合から示された金額で前年度と比べまして171万円の増となっています。

次に、3目、温泉保養センター費の事業区分、1. 温泉保養センター管理運営事業のうち、需用費、修繕料には、機械室ボイラー操作盤に不具合があることから修繕費60万5千円を計上、光熱水費は、電気料金高騰を反映し115万9千円増の642万円、委託料の清掃管理業務は、人件費の高騰を反映し56万3千円増の1,452万円を計上。

90ページになります。

下段の表の2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、1. 子ども医療費助成事業は、前年度の助成実績見込みを基に若干の伸びを加え、扶助費の医療費助成を188万4千円増の1,620万円を計上しています。

事業区分、2. 子育て支援事業は、負担金、補助及び交付金の広域入所負担金に、前年度は北見市認可外保育所への入所を4歳児1名見込んでいましたが、本年度は、同様に認可外施設に4歳児1名、認可施設に0歳児2名を見込んだため487万2千円の増となっております。

92ページになります。

3目、児童措置費、事業区分、1. 児童手当支給事業の扶助費では、児童手当費対象児童が延べ1,100人の減を見込んだため1,080万円減の6千万円を計上。

4目、児童センター費、93ページの5目、子育て支援センター費は、前年度とほぼ同額を計上しております。

次に、97ページ、4款、衛生費になります。

1目、保健衛生費、事業区分、3. 妊産婦健康調査事業、100ページになりますけども、扶助費の産科初回受診料助成2万円は、低所得の妊婦に対し、1人1万円を上限に初回産科受診料を国2分の1、町2分の1支援するもので、2名分を新たに計上しております。

事業区分、4. 乳幼児健康診査等事業は、備品購入費に乳幼児用視覚検査のため屈折検査機器1台と専用プリンタ1台分の購入費146万8千円を計上しております。

102ページの事業区分、6. 出産・子育て応援支援事業は、本年度新たに計上する事業です。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産、子育てできるよう、妊娠したとき、出産したとき、それぞれ5万円を給付するもので、事務費も含め201万8千円を計上。

事業区分、7. 水道事業助成事業では、予算科目の見直しにより、繰出金をなくして補助金に統合しております。

2目、予防費は、16万7千円の減とほぼ前年度同額の計上ですが、104ページ、事業区分、5. 予防対策事業に、蜂駆除対策として需用費、消耗品費に顔部分のプロテクター4万4千円、備品購入費に防護服1着7万2千円を計上しております。

3目、環境衛生費の事業区分、1. 葬斎場維持管理事業では、106ページの中段になりますが、工事請負費に2号炉設備更新工事費として1,437万7千円を計上、内容としては、炉内台車の耐火物交換、排気ファン・燃焼空気ブロー・冷却混合器の交換となっております。また、備品購入費には残骨灰清掃のため、集塵機一式の購入費59万4千円を計上。

事業区分、2. 墓地維持管理事業の使用料及び賃借料には、墓地敷地内の管理用道路の

補修のため、重機とダンプトラック借上料23万8千円を計上。

4目、環境対策費の事業区分、2. 地熱エネルギー利用施設維持管理事業は、電気料の引き上げを見込んだことなどから40万8千円の増額計上となっています。

108ページの下の方、4款、2項、1目、塵芥処理費の事業区分、1. 塵芥処理事業の需用費では、ごみ袋購入枚数が2万8千枚多い18万5千枚購入などにより、消耗品費で103万円の増、修繕料163万4千円には、廃棄物処理場の各種ポンプ交換修繕158万4千円を計上、110ページの一番上の備品購入費には、水処理施設のストーブ1台20万9千円と中古の軽トラック購入費110万円を計上。

2目、し尿処理費の事業区分、1. し尿処理事業の委託料、スクラムミックス事業し尿等処理業務は、搬入量の低下により、運営管理費、人件費が減となり150万9千円の減、一方、負担金、補助及び交付金のバキューム車のタンク部分を覆うための改造費450万円に対する補助金202万5千円を本年度計上。なお、負担割合は、本町が45%、北見市と置戸町が22.5%、業者が10%と消費税分を負担することとしております。

次に、111ページ、5款、労働費になります。

1項、1目、労働諸費の事業区分、1. 勤労者福祉会館維持管理事業の需用費・修繕料には、玄関前階段タイル修繕料18万7千円と換気扇開閉不能修繕料3万7千円を計上しております。

次に、113ページ、ここからは、農林水産業費になります。

6款、1項、1目、農業委員会費、事業区分、1. 農業委員会運営費の報酬では、本年7月19日で委員の任期が満了となることから、7人が入れ替わると想定して、7月分の報酬が重複となるため29万7千円の増額計上。

旅費では、道内視察研修分18万4千円の計上がありますが、任期中1回の道外視察研修分165万1千円が未計上となりますので147万円の減額計上、また、使用料及び賃借料には、道内視察研修時に利用するバス借上料23万5千円を計上しております。

事業区分、2. 事務局費の備品購入費の事務用備品は、10年後の農地流動を見越した目標地図作成のためのタブレット端末1台分15万円、その下の農地基本台帳管理システム機器は、導入後6年を経過する現行機器の更新分で40万円を計上。なお、役務費の通信運搬費には、タブレットの通信費7万2千円、その他手数料には通信事務契約手数料4千円、委託料には、農地基本台帳管理システム機器更新に伴うデータ移行業務5万5千円を計上。

次に、115ページ、2目の農業総務費は、前年度同額計上です。

3目、農業振興費、事業区分、2. 農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の上から5行目のくねっふメロン作付維持事業費補助金は、訓子府町メロン振興会への補助で、訓子府ブランドであるくねっふメロンの作付け減少に歯止めをかけるため、メロンPRチラシ作成、メロン種子代支援、花粉交配用蜜蜂確保支援事業として91万円を新規計上。

事業区分、3. 農業施設維持管理事業では、堆肥供給センターのホイールローダーの車検費用として、需用費の車両消耗品費にオイルなど16万円、車両修繕料に車検整備代23万1千円、118ページの役務費、手数料には、検査手数料13万4千円、保険料に自賠責保険料9千円、合計53万4千円を計上。

事業区分、6. 農業次世代人材投資事業は、前年度は2経営体が対象でしたが、1経営

体が前年度で交付終了のため、1 経営体分 1 5 0 万円を計上。

事業区分、7. 経営継承・発展支援事業は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者により、その経営を発展させる取り組みに対する支援事業で、負担金、補助及び交付金に 6 名分 6 0 0 万円を計上。

4 目、畜産業費の事業区分、2. 畜産振興事業、1 2 0 ページの上から 4 行目、委託料の畜産担い手育成総合整備事業実施業務は、町内畜産農家からの受託事業で、本年度は草地整備面積 2 1. 0 h a で 6 8 2 万円。

5 目、農業基盤整備事業費の事業区分、2. 農業基盤整備事業は、5 地区の道営事業の工種、事業量等の増減などにより、事業全体で 9, 7 1 3 万 6 千円減の 1 億 8, 2 4 0 万 4 千円を計上、なお、道営北見豊郷二地区水利施設等保全高度化事業負担金は、北見市で実施の道営事業で、本町が負担するパワーアップ事業分でございます。

事業区分、3. 集落営農活動支援事業は、多面的機能支払交付金事業補助金を含む事業で 8, 6 9 3 万 1 千円を計上。

1 2 2 ページの事業区分、4. 農業水路等長寿命化・防災減災事業は、昨年の豪雨で被災した新井山川の線形改修工事に伴う耕作橋の設置工事関連経費で 2 千万 3 千円を計上。

事業区分、5. 下水道事業特別会計繰出金は、農業集落排水事業工事費の増に伴い、繰出金が 1, 8 7 3 万 8 千円増の 9, 0 6 4 万円を計上。

6 目、農業交流センター費の事業区分、1. 農業交流センター等管理運営事業の需用費・修繕料には、例年計上分の修繕料のほかに、自動ドア装置 2 基の修繕料として 7 1 万 5 千円を計上、なお、前年度実施の高圧ケーブル等更新工事費、加工室の圧搾機購入費予算がなくなり、事業全体では 5 1 5 万 7 千円減の 9 4 5 万 7 千円を計上。

7 目、牧場費の事業区分、1. 牧場一般事業では、1 点目にインターネット光回線を整備することとし、需用費、消耗品費に無線 LAN ルータ 1 万 4 千円、1 2 4 ページになりますけども、役務費、通信運搬費に光回線通信料 3 万 6 千円、手数料に設置手数料 2 万 1 千円、使用料及び賃借料にアンチウイルスライセンス使用料 1 万 7 千円を計上。

2 点目としまして、インボイス対応として、委託料に牧場管理のシステム改修業務費 3 3 万円を計上。

3 点目としまして、事務用パソコンを更新することとし、備品購入費に 1 8 万 2 千円を計上。

事業区分、2. 牧場管理運営事業の需用費、消耗品費は、肥料代高騰の影響などにより 5 5 5 万 6 千円増の 1, 1 9 4 万 5 千円を計上。

次に、1 2 6 ページの下の表、2 項、2 目、林業振興費の事業区分、2. 民有林振興事業のうち、1 2 8 ページの上から 4 行目になりますけども、民有林管理推進事業補助金は新規事業で「特に効率的な施業が可能な森林」で実施する保育間伐の公費補助残に対する補助で、森林環境譲与税を全額充当することとし 2 1 3 万 3 千円を計上。

事業区分、3. 有害鳥獣駆除事業の負担金、補助及び交付金の鳥獣被害防止対策協議会負担金には、エゾシカ捕獲助成 2 0 0 頭分 4 8 万円を含んでおります。

1 2 9 ページ、ここからは、7 款、商工費になります。

1 項、2 目、商工業振興費、事業区分、1. 商工業振興対策一般事業、負担金、補助及び交付金の商工会活動費補助金には、新たなポイントカードシステムを導入するため、ポ

イント端末機、カード製作費に対する補助300万円を含む1,240万5千円を計上。貸付金の中小企業特別融資運用基金貸付金は、償還期間を延ばすなど、貸し付け条件の緩和により、預託先の北見信金訓子府支店の資金運用面から1千万円上乗せし4千万円としております。なお、貸付枠は、4千万円の5倍の2億円としております。

事業区分、2. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金、産業観光振興協議会活動費負担金は、前年度計上のオホーツク魅力発信特別番組への制作協力がなくなったこと、それから、ふるさとまつりステージショー上乗せ分を通常分に戻したことなどにより180万円の減となっています。

次に、131ページ、ここからは、8款、土木費になります。

下の表の2項、1目、車両運行管理費の事業区分、1. 車両運行管理事業は、車検台数が19台から14台と5台減ったことなどから、車両修繕料で145万円の減、それから前年度計上の公用車購入費分252万円の減など369万3千円の減となっています。

事業区分、2. 除雪車両運行管理事業には、除雪車両として大型ロータリー1台購入することとし、役務費に保険料等2万3千円、備品購入費に6,200万円を計上。

134ページ、事業区分、3. 車庫等施設維持管理事業、需用費、修繕料63万8千円のうち、車庫の自動火災報知機の更新修繕として57万8千円を計上。

次に、下の表、3項、2目、道路維持費の事業区分、1. 町道維持管理事業、需用費、136ページになりますけども、上から2行目の修繕料2,050万6千円には、町道の舗装および側溝補修、区画線補修などの町道維持管理事業として2千万円を計上しております。

下の方の3目、橋りょう維持費、事業区分、1. 橋りょう維持管理事業には、街灯修繕料と電気代、修繕原材料を計上しております。

次に、138ページ、4項、1目、河川総務費、事業区分、1. 河川維持管理事業の工事請負費、河川改修整備工事は、酒谷川、山林川の護岸補修、永井の沢川の土砂留め柵設置による断面狭小区間の解消工事費として1千万円を計上。

下の表の5項、1目、公園費、140ページになりますけども、中段にあります事業区分、2. 各公園等維持管理事業では、前年度計上の公園遊具解体撤去工事費の減などによりまして248万5千円減の1,271万4千円を計上しております。

次に、142ページ、6項、1目、住宅管理費、事業区分、1. 町営住宅維持管理事業の需用費、修繕料928万3千円には、日出団地3棟12戸の屋根塗裝修繕料として337万7千円を計上しております。

2目、住宅建設費、事業区分、1. 幸栄団地整備事業には、幸栄団地の居住性向上のため、耐力度調査1棟4戸、内部改修1棟4戸にかかる経費3,379万8千円を計上。

次に、145ページ、9款、消防費になります。

9款、1項、1目、消防組合費は、対前年度7,907万2千円減の2億3,821万6千円を計上。

北見地区消防組合負担金の内訳につきましては、193ページから掲載しておりますのでご覧いただきたいと思えます。

3款、1項、3目、訓子府消防支署費の事業区分、1. 職員給与費は、支署職員の定数が15名から17名に改正となり、令和5年度は1名を新規採用する予定であることから

16名分の人件費を計上したことなどによりまして723万5千円増の1億1,966万9千円を計上。

事業区、2. 消防行政一般経費には、新規採用職員の初任教育のための消防学校入校にかかる旅費32万9千円、需用費、消耗品費に被服装備費69万5千円などを新規計上。

196ページの事業区分、6. 消防業務費の備品購入費は、消火活動や人命救助で使用する空気ボンベ2本で50万4千円、高所現場などで使用のフルハーネス1着6万3千円、合わせて56万7千円を計上しております。

事業区分、7. 救急業務費、需用費、消耗品費は、コロナ感染対策用オゾン発生器消耗品、それから、除細動器用リチウム電池など50万8千円、医薬材料費には、感染防止衣上下60着や使用期限切れによる医薬材料の補充など98万9千円、委託料には、気管挿管病院研修委託料など36万円を計上。

事業区分、8. 消防施設運営管理費の委託料117万8千円には、車庫シャッター保守業務委託料43万6千円、庁舎特別清掃費52万円などを計上しております。

次に、198ページの下の表の2項、3目、訓子府消防団費、事業区分、3. 消防業務費、備品購入費には、平成9年に購入の消防ホース10本を更新することとし53万9千円を計上。

200ページにかけての事業区分、5. 消防団員活動費は、前年度当初予算で費用弁償に計上しておりました災害出動、訓練警戒出動の手当てについて、総務省の指導もありまして、本年度予算は、報酬に計上することになり、報酬で788万8千円の増、費用弁償で737万7千円の減と、両方の科目で大きく増減しております。

なお、定例訓練の出動率を高めに見込んだことなどから、事業全体で51万1千円の増となっております。

事業区分、6. 消防団活性化推進事業費は、団員の防寒衣整備事業終了などにより146万3千円減の52万8千円を計上。

事業区分、7. 消防団互助会負担金91万3千円には、消防団員の機関員確保のため、大型自動車免許取得費助成分24万7千円を含んでおります。

次に、下の表の3項、3目、訓子府消防施設費、事業区分、1. 車両維持経費の需用費・修繕料は、本年度、消防車など大型車3台、中型車1台の車検があることから、車検関係で34万1千円の増、また、消防車両積載の大型投光器のLED化74万8千円などにより122万円増の184万4千円を計上しております。

事業区分、3. 消防施設整備事業費、備品購入費には、前年度債務負担行為済みの小型動力ポンプ付き水槽車1台5,324万円、洗濯機など14万7千円、合わせて5,338万7千円を計上。

201ページ、4款、公債費、1項、1目、元金は、平成24年度借り入れの消防救急デジタル無線施設事業分が前年度で償還完了となったことなどから1,267万4千円減の671万4千円を計上。

2目、利子は、元金同様、平成24年借り入れの消防救急デジタル無線施設事業分は償還完了となっておりますけども、新たに前年度借り入れの通信指令システム整備事業分の償還開始に伴いまして23万8千円増の41万7千円を計上。

下の表の9款、共通経費、1項、1目、組合一括経費は、前年度とほぼ同額の670万

8千円を計上。

2目、組合共通経費は、経費総額、分担率の変更などにより、前年度と比べ99万4千円減の1,520万7千円を計上。

○副議長（西山由美子君） ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○副議長（西山由美子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 145ページに戻っていただきまして、2目、水防費の原材料費は、土のう袋購入費を計上しておりますが、前年度よりも1,200枚多い2千枚分33万円を計上。

4目、消防施設整備費は、前年度いただいた寄付金を活用して、鉄骨造り平屋建ての2連棟車庫を設置することとし、役務費に建築確認申請手数料3万5千円、工事請負費に設置工事代605万円を計上。

147ページ、ここからは、10款、教育費になります。

10款、1項、1目、教育委員会費は、前年度実施の教育委員の道外研修旅費74万円が減となるなど205万8千円を計上。

次に、2目、事務局費、事業区分、1.事務局費は、本年度は道外研修がございませんので、旅費など34万2千円減の105万5千円を計上。

事業区分、2.学校教育等一般事業は、前年度の奨学資金貸付基金への積立金1,287万円が未計上となっておりますので、大きく減額となっております。なお、150ページの負担金、補助及び交付金には、令和6年度に教科書が改訂となるため、第9地区教科用図書採択教育委員会協議会負担金3万4千円を計上しております。

事業区分、5.語学指導助手配置事業は、前年度は、語学指導助手が7月まで育児休業中であったため、4か月分を外部委託しておりましたが、本年度は外部委託がないため、その委託料と報酬等との差額分など60万5千円減の439万3千円を計上。

152ページになります。

事業区分、6.北海道訓子府高等学校振興事業は、通学困難区域のバス利用者の増を見込んで、1台増車を見込んで498万2千円増の2,071万円を計上。

3目、スクールバス運行費は、前年度の北訓線スクールバス更新事業分が未計上となるなど2,609万6千円の減。なお、本年度債務負担行為で緑丘線スクールバス購入事業を計上し、令和6年度に納車の予定となっております。

下の表の2項、小学校費、1目、学校管理費になります。

事業区分、1.学校一般管理事業、154ページになりますが、中段の備品購入費には、訓子府小学校に電動裁断機1台更新54万5千円と給食配膳台3台25万7千円、合わせて80万2千円を、負担金、補助及び交付金、日本赤十字社訓子府町分区負担金は、AED共同購入にかかる負担金で、各小学校スタンド付き1台、合わせて2台分31万6千円を計上しております。

事業区分、2. 学校維持管理事業では、小学校2校とも電気暖房使用のため、電気料金引き上げの影響が大きく、需用費、光熱水費は881万8千円増の2,761万9千円を計上。

修繕料には、訓子府小学校2階教室の照明器具落下防止のための修繕料435万6千円、居武士小学校の児童玄関のタイルおよび体育館入り口の水飲み場塗装剥離の修繕料120万8千円を計上。

156ページの工事請負費には、前年度債務負担行為に計上の居武士小学校の鉄棒・ブランコ更新工事費173万2千円を、備品購入費には、訓子府小学校の体育館暗幕更新費56万7千円と真空掃除機1台の更新分6万8千円、合わせて63万5千円を計上。

事業区分、4. 臨時講師配置事業は、前年度同様、訓子府小学校に臨時講師2名と特別教育支援員4名、居武士小学校には臨時講師兼特別教育支援員1名、合わせて7名分の人件費を計上しております。

2目、教育振興費、事業区分、1. 教育振興事業、158ページになりますが、使用料及び賃借料のライセンス使用料154万3千円には、デジタル教材分91万8千円、学習者用デジタル教科書クラウド版24万2千円が新たに計上となりましたけども、前年度のクロームブック持ち帰りのためのセキュリティサービス5年分234万1千円の減などにより、節全体では128万円の減額計上となっています。

備品購入費の特別教科用教材は、訓子府小学校の特別支援学級用教材としてトランポリン1台の購入費37万8千円を計上。

負担金、補助及び交付金の特別活動感染症対策補助金は、新規計上で、新型コロナウイルス感染症にかかる修学旅行等の宿泊地の変更や不参加に伴う経費に対する学校への補助金ですが、科目計上の千円を計上。なお、中学校費の教育振興費にも同様に科目計上しております。

下の表からは、3項、中学校費になります。

1目、学校管理費、事業区分、1. 学校一般管理事業、160ページの負担金、補助及び交付金に計上の日本赤十字社訓子府町分区負担金15万8千円は、スタンド付きのAED1台の共同購入分でございます。

事業区分、2. 学校維持管理事業の需用費では、電気料金引き上げに伴う光熱水費190万円の増などにより129万7千円の増額計上。

委託料は、上から3行目の校舎等特別清掃業務でワックス塗布などの面積が153.9㎡の増などに伴い73万3千円の増、節全体で97万9千円の増となっております。

162ページ、一番上の事業区分、4. 臨時講師配置事業は、臨時講師1名、特別教育支援員1名の人件費を計上しております。

2目、教育振興費、事業区分、1. 教育振興事業の使用料及び賃借料は、新たにデジタル教材使用料48万1千円の計上がありますが、前年度の学習支援ソフト使用料5年分113万6千円が減となるなど、51万7千円の減額計上。

備品購入費には、生徒用図書20万円のほか、体育用教材としてバレーボールネット、支柱等カバー、握力計、合わせて12万9千円を計上。

次に、164ページ、4項、1目、こども園費の事業区分、1. こども園運営事業、報酬は、会計年度任用職員の昇給などにより209万1千円増の6,789万3千円を計上、

期末手当は支給率が2.55月から2.40月に改定となり46万8千円の減、共済費は掛率が下がったことなどから83万5千円の減となっています。

166ページ、上から8行目の給食用備品11万5千円は、炊飯器内釜更新分でございます。

事業区分、2. こども園維持管理事業の需用費、光熱水費は、電気料金引き上げで18万4千1千円の増となっています。委託料の維持管理業務55万円は、3年ごとに実施の地中熱ヒートポンプ保守点検業務でございます。

167ページ、ここからは、5項、社会教育費になります。

1目、社会教育総務費の事業区分、2. 社会教育推進事業、委託料の各種教室・事業講師派遣業務では、前年度の公民館40周年記念事業および若がえり学級50周年記念事業関連予算が未計上となりまして59万9千円減となっておりますが、その下の放課後児童支援活動業務では、日ノ出地区ふれあいセンターで行っている「みつばちクラブ」の運営が厳しいため、現行の指導員1名分の賃金に加え、さらに1名分の賃金を負担してほしいとの要望があったことから133万9千円増の274万3千円を計上。

事業区分、3. 芸術・文化振興事業では、170ページになりますけれども、委託料、作品公開制作・ワークショップ業務は、武蔵野美術大学非常勤講師細井氏より寄贈を受ける作品の輸送・設置、関係空間のメンテナンス、住民向けワークショップの開催を細井氏に委託することとし63万1千円を計上。

事業区分、5. 歴史館維持管理事業の委託料、庭木等管理業務29万4千円には、隔年で実施の庭木選定業務23万8千円を含んでおります。

2目、公民館費、事業区分、1. 公民館維持管理事業には、公民館整備事業として、172ページになりますけれども、需用費、修繕料511万2千円のうち、公民館非常用照明器具交換修繕129万8千円、ロビー・講堂排煙窓修繕で211万2千円、自動ドア装置・駆動ユニットの更新54万6千円、ボイラー排煙濃度計取替修繕82万5千円、それから工事請負費に変圧器等更新工事費151万3千円、合計629万4千円を計上しております。

備品購入費には、ワイヤレスマイク2本の更新で11万2千円、負担金、補助及び交付金には、スタンド付きAED1台の共同購入分として日本赤十字社訓子府町分区負担金15万8千円を計上しています。

3目、図書館費、事業区分、1. 図書館活動事業、174ページの需用費、印刷製本費には、図書バーコードラベル1万枚を作成することとして12万1千円を計上しております。

次に、175ページ、6項、保健体育費になります。

1目、保健体育総務費、事業区分、1. 社会体育活動推進事業の備品購入費は、未就学児から小学生向けの体力向上のための教室などで使用する「サーキッズセット」という教材購入費12万3千円を計上。

2目、体育施設費、事業区分、1. スポーツセンター維持管理事業の需用費、光熱水費は、電気料金引き上げに伴い355万6千円増の960万3千円を計上。

178ページの委託料、床ワックス清掃業務は、アリーナ1, 230㎡のウレタン塗装業務で5年に1回を目途に実施するもので149万6千円を計上。負担金、補助及び交付

金には、スタンドなしのAED1台の共同購入分として日本赤十字社訓子府町分区負担金12万6千円を計上。

事業区分、2. 温水プール維持管理事業、需用費、燃料費では、ボイラー重油代が150万5千円の増、修繕料298万7千円には、採暖室の壁付電気暖房2台の取り替えで29万1千円、小型ろ過機2基の交換修繕174万円などを計上。

委託料の一番下にあります看板作成業務は、年次的に更新するコース看板製作業務で、本年度は3枚分16万6千円を計上。

備品購入費には、男女更衣室の洗濯機を更新することとし、2台で9万8千円を計上。

180ページの負担金、補助及び交付金の日本赤十字社訓子府町分区負担金はAEDスタンドなし1台分12万6千円を計上。

事業区分、3. 屋内ゲートボール場維持管理事業の負担金、補助及び交付金、日本赤十字社訓子府町分区負担金は、AEDスタンド付き1台分で15万8千円を計上。

事業区分、4. 屋外運動施設維持管理事業、需用費、消耗品は、パークゴルフ場芝生用肥料価格の高騰などにより74万6千円の増額計上、修繕料104万9千円には、スキー場ロッジのトイレを和式から洋式へ改造するための経費24万2千円、それから野球場散水栓修繕37万4千円などを含んでおります。

182ページになりますが、パークゴルフ場の芝生改良のため、使用料及び賃借料に目土散布機械借上料79万2千円と原材料費・施設管理原材料137万1千円のうち目土代として92万6千円、合わせて171万8千円を計上。

備品購入費、施設用備品19万8千円は、主にパークゴルフ場で使用する集草機1台購入分でございます。

負担金、補助及び交付金の日本赤十字社訓子府町分区負担金は、AED共同購入分で、町営球場にスタンド付き1台15万8千円、それから、パークゴルフ場にスタンドなしで1台12万6千円、合わせて28万4千円を計上。

3目、給食センター費、事業区分、1. 給食センター運営事業の需用費、賄材料費は、給食提供者が694人から704人へと10人の増加で35万1千円、さらに物価高騰による町費負担分76万1千円、合わせて111万2千円の増額となっております。

事業区分、2. 給食センター維持管理事業、184ページの下の方にありますが備品購入費、厨房用備品には、食器洗浄機1台401万5千円、食器用水切り台1台10万5千円、食缶14リットル用3個11万4千円、食用油ろ過機1台31万9千円、合わせて455万3千円を計上。

185ページ、11款、公債費です。

1目、元金、事業区分、1. 長期債元金償還は、前年度末で8本の償還が完了となりますが、新たに道営事業、スポーツセンター外構整備など5本の償還が始まり533万8千円増の5億8,325万円を計上。

2目、利子のうち、事業区分、1. 長期債利子償還は、85万円増の1,022万2千円、事業区分、2. 一時借入金利子償還は、金融機関からの一時借入5億円を4日間、基金繰り替え運用1億5千万円を5日間、3億円を8日間分見込んで、合わせて10万円を計上。

187ページの12款、災害復旧費は、科目計上で旅費のみ計上しております。

189ページは、13款、給与費になります。

給与費には、特別職3名と再任用職員5名を含む一般職101名分、合わせて104名分の人件費を計上しております。

給与改定で勤勉手当が1.9月から2.0月に0.1月分増となっておりますが、一般職で1名の減、管理職手当支給対象職員が前年度当初見込みで24名でしたけども、現時点で21名のため、3名減で見積もったこと、また、前年度は退職手当組合負担金の3年ごとの清算額を計上しておりましたけども、本年度は未計上となり、さらに退職手当組合普通負担金の負担率が1ポイント下がり負担額が減少したことなどから、目全体で1,100万2千円の減額計上となりました。

なお、議員、各種委員、会計年度任用職員の報酬等を加えた給与費については、208ページから212ページまでの給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

191ページは、14款、予備費で前年度同額の400万円を計上。

続きまして、203ページからは、これまでにご決定をいただいた分も含め債務負担行為のうち当該年度以降支出のあるものの調書で、前年度末までの支出見込額と本年度以降の支出予定額を掲載しております。206ページの一番下段の計の欄で、本年度以降の支出予定額は、対前年度1億1,429万7千円減の4億4,074万9千円で、うち一般財源は3億8,835万4千円となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、予算説明資料の23、24ページに一覧にしてありますので、後ほどご覧をいただきたいと思えます。

続きまして、207ページは、地方債の年度末現在高に関する調書で、合計欄の一番右の欄になりますけども、令和5年度末現在高見込額は47億7,764万3千円となっております。中ほどの令和4年度末現在高見込額と比べ3億6,455万円減少しております。

以上、総額を44億7,320万円とする令和5年度一般会計予算案の提案説明を申し上げます。

時間の関係もあり、説明不足の点、多々あろうかと思いますが、その点につきましては質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第8号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書213ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） それでは、予算書の213ページをお開き願います。

議案第8号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めまして、ご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の26ページから29ページにわたり、国保会計の概要を記載してございます。こちらの内容につきましては、説明を省略させていただきますが、予算編成にあたっての基本的な考えとしまして、国保税につきましては、事業費納付金に見合うように計上、道支出金につきましては、北海道からの通知額等により計上してございます。

一般会計繰入金は、法定の繰り入れ分を繰入金として計上しております。

歳出につきましては、前年度の医療費実績見込み等から推計しました保険給付費と、北海道からの通知による事業費納付金を計上したほか、総務費に北海道クラウド運用にかかる各種負担金を、保健事業費では、特定健診等にかかる費用を計上してございます。

次に、資料の8ページをお開きください。

下から3行目に、国保会計の財政調整基金保有状況を記載してございます。

基金は、一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております財政安定化支援分41万円と預金利子1千円を積み立てし、前期高齢者交付金等の精算に伴う返還分1,002万4千円を取り崩し、令和5年度末の保有見込額は5,489万4千円となる見込みでございます。

それでは、予算書213ページに戻りまして、内容の方を説明申し上げます。

議案第8号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,770万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして1,760万円、2.1%の増となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。保険給付費と国民健康保険事業費納付金の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものでございます。次に214ページ、215ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しており、216ページ、217ページには総括表を載せてございます。こちらはご覧いただくこととしまして、218ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明をさせていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

それでは、218ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節と説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思っております。

1款、1項、1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、総額では前年度比2,396万2千円増の2億5,825万7千円を見込んでございます。

219ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で833世帯、被保険者数は1,759人を見込み、低所得者軽減分、限度額超過分などを勘案した上で事業費納付金に見合うよう算定し、収納率を99%と見込んで1億7,915万1千円を計上してございます。

2節、医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年同額の100万円を計上。

3節、後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、医療給付費分現年課税分と同様に算出し5,245万円を計上してございます。

5節、介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で429世帯、被保険者数は615人を見込んで2,565万4千円を計上しております。

次に、220ページの2段目、2款、道支出金、1項、1目、保険給付費等交付金につきましては、221ページの1節、普通交付金としまして、保険給付にかかる交付金分5億1,121万4千円を計上。

また、2節、特別交付金には、保険者努力支援分364万1千円、特別調整交付金分（市町村向け）に特定健診受診率向上支援等共同事業に対する補助金等を含め617万9千円、道繰入金（2号分）に458万8千円、特定健康診査等負担金に223万3千円の合計1,664万1千円を計上してございます。

4款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、前期高齢者交付金等の精算により確定している返還分としまして1,002万4千円を計上しております。

222ページの上段、2項、1目、一般会計繰入金の1節、保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分2,046万3千円と保険者支援分1,470万2千円を合わせ3,516万5千円を計上。

2節、出産育児一時金繰入金は300万円を。

3節、財政安定化支援事業繰入金は、前年度の普通交付税措置実績額の41万円を。

4節、その他一般会計繰入金は、国保会計を運営するための事務費等に要する経費248万5千円を町の負担分として繰り入れしてございます。

6款、諸収入、3項、4目、雑入につきましては、特定健診にかかる自己負担額の計上でございますが、集団健診550人分のうち誕生健診の140人を除く410人分の自己負担分としまして49万2千円を計上しております。

次に、224ページの歳出でございます。

1款、1項、1目、一般管理費および2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費としまして、合わせて前年度比166万6千円減の617万1千円を計上しております。減額の要因としまして、北海道クラウドの機器更新に伴う本町ネットワーク環境の設定変更等にかかる委託費用75万1千円がなくなったことと北海道クラウド運用負担金の算定根拠見直しに伴い63万4千円が減額されたことによるものです。

2項、1目、賦課徴収費につきましては、賦課徴収等にかかる事務経費でございますが、前年度比61万3千円の減の50万2千円となっております。こちらは、昨年3町によります自治体クラウドの運用開始に伴い、納付書が新たな様式となったことで例年より多めの数量を共同購入してございましたが、今年度は昨年の在庫が残っていることから、不足する数量分のみを予算計上としたことにより減額となっております。

次に、226ページになります。

3項、運営協議会費につきましては、運営協議会等にかかる事務経費ですが12万1千円を計上しております。

2款、保険給付費、1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付実績等から推計し、計上しておりますので、ご理解願います。

1目、療養給付費は、前年度比1,100万円増の4億4,400万円を計上。

2目の療養費は、前年同額の500万円を計上。

3目の審査支払手数料は131万1千円を計上してございます。

次に、2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の給付実績等により推計し、計上してございます。

1目の高額療養費は、前年度比600万円増の5,600万円を計上。

2目の高額介護合算療養費は、前年同額の10万円を計上しております。

228ページの上から2段目、4項、1目、出産育児一時金につきましては、近年の給

付実績等を踏まえ前年度比180万円減の450万円、9人分を計上。

5項、1目の葬祭費は、前年同額の30万円を計上しております。

6項、1目の傷病手当金につきましては、適用期間が本年3月末までとなっておりますが、令和5年5月7日まで延長されたことから、科目計上しているものでございます。

230ページとなります。

3款、国民健康保険事業費納付金は、北海道へ納付金を支払うための科目で、その金額は北海道からの通知に基づき計上してございます。

1項、1目、医療給付費分につきましては、前年度比289万4千円増の2億2,812万3千円を計上。

2項、1目、後期高齢者支援金等分につきましては、前年度比55万7千円増の5,694万1千円を計上。

3項、1目、介護納付金分につきましても、前年度比107万3千円増の2,192万8千円を計上しております。

232ページになります。

6款、保健事業費、1項、1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保加入の40歳から74歳の被保険者を対象とした特定健診に要する経費としまして545万2千円を計上しております。

右側の233ページになりますが、11節、役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料としまして38万2千円を計上。

12節、委託料は、特定健診業務にかかる費用でございますが、670名分の基本健診料などとして506万1千円を計上してございます。

2項、1目、保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費としまして、前年度比24万円増の692万4千円を計上しております。

1節は、未受診者への勧奨事務等にあたる会計年度任用職員への報酬28万6千円を、7節、報償費は、前年比20万7千円増の33万4千円を計上しております。これまでは健診結果説明会での栄養相談業務にかかる臨時管理栄養士の経費のみを計上してございましたが、健診受診率が伸びていることで結果説明を受ける人数も増えてきていることから、今年度から臨時保健師の経費を計上、保健指導業務等にあたるほか、年4日間の保健指導日を設け、健診結果から生活習慣に注意が必要と思われる対象者を呼び出し、簡易血液検査で健康状態を把握するなど生活習慣病や重症化にならないよう指導・予防業務等の充実を図るものでございます。

役務費は、医療費通知等の郵送料や臨時保健師・管理栄養士への傷害保険料を合わせて32万円を計上、委託料のうち独自健診業務に90万1千円、医療費通知等の共同電算処理特別業務に5万7千円を計上、18節、負担金、補助及び交付金では、特定健診受診率向上共同事業負担金に442万7千円を、健康診査助成金は、脳ドックに対する助成金で前年同額の15人分30万円を計上しております。

以上、令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第9号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書237ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 各会計予算書の237ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第9号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入る前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の30ページ、31ページに後期高齢者医療会計の概要を記載してございます。内容につきましては、説明の方を省略させていただきますが、予算編成にあたっての基本的な考え方としまして、歳入の方では、後期高齢者医療制度において、財政運営期間が2年間とされており、保険料につきましては、令和4年度が2年ごとの見直しの年であったことから、令和4年度と令和5年度の医療費等の推計により、北海道後期高齢者医療広域連合から示されました保険料を計上してございます。また、低所得者の保険料軽減分や広域連合への事務費等についても広域連合から示された額を一般会計から繰入金として計上してございます。

歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

それでは、予算書237ページに戻りまして、内容の方を説明させていただきます。

議案第9号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億190万円と定めるものでございます。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして270万円、2.7%の増となっております。

238ページ、239ページにつきましては、款項ごとのそれぞれの額を記載しており、240ページ、241ページには総括表を載せてございますので、ご覧いただくこととしまして、内容につきましては、242ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

242ページの歳入から説明いたします。

1款、1項の後期高齢者医療保険料でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき計上しており、保険料算定の基礎となる均等割額は5万1,892円、所得割率は10.98%としており、保険料総額では、前年度比299万5千円増の6,997万2千円を計上しております。

まず、1目、1節、特別徴収保険料は、被保険者数を801人と見込み、保険料額4,058万3千円を計上、2目、1節、普通徴収保険料は、被保険者数を252人と見込み、保険料額2,938万8千円を計上、2節の普通徴収保険料滞納繰越分は1千円を計上しております。

2款、繰入金、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として道と町の負担分を合わせて、前年度比32万8千円減の2,460万6千円を計上してございます。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費分と事務経費分を合わせて、前年度比3万3千円増の721万2千円を計上しております。

4款、諸収入、2項、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、前年度同額の10万円を計上してございます。

246 ページ、歳出の方に移ります。

1 款、総務費、1 項、1 目の一般管理費につきましては、右側の 247 ページになりますが、担当者会議等へ参加するための旅費、プリンタトナー等の消耗品費、一斉更新に伴う被保険者証を送付するための通信運搬費、後期高齢者医療システムの保守業務、後期高齢者医療システム使用料など、一般事務に要する経費としまして前年度比 110 万 8 千円減の 287 万 2 千円を計上しております。減額の要因ですが、昨年は被保険者の窓口負担割合の見直しに伴い被保険者証を年 2 回、8 月と 10 月に更新しておりましたが、今年度は 8 月の一斉更新のみになるため、通信運搬費の減と後期高齢者システムの機器更新にかかる経費が未計上によるものでございます。

2 項、徴収費、1 目の賦課徴収費につきましては、賦課通知送付用の窓あき封筒や保険料決定通知証送付のための郵便料など 16 万 5 千円を計上しております。

次に、2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合共通経費の町負担分として、事務費納付金 417 万 7 千円を計上、また収納した保険料分と低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定負担金を合わせた保険料等納付金としまして 9,457 万 9 千円を計上、後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、前年度比 380 万 1 千円増の 9,875 万 6 千円を計上してございます。

248 ページになります。

3 款、諸支出金、1 項、1 目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の 10 万円を計上してございます。

以上、令和 5 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第 10 号 令和 5 年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書 250 ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 各会計予算書の 250 ページをお開き願います。

議案第 10 号 令和 5 年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めて説明させていただきます。

まず、最初に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の 32 ページから 37 ページに介護保険会計の概要を記載してございます。

内容につきましては、説明を省略させていただきますが、予算編成にあたっての基本的な考えとしまして、歳入では、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期事業計画期間に要する保険給付費を基礎として積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等にかかる所要額を含めました町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出では、保険給付費、介護認定審査会費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業分を計上してございます。

資料の 8 ページをお開きいただきたいと思います。

基金の保有状況ですが、下から 2 行目に記載してありますように、介護保険特別会計の

収支不足分等の取り崩しを行うことにより、令和5年度末の介護給付費準備基金保有見込額は、2,213万3千円となる見込みでございます。

それでは、予算書250ページに戻りまして、内容を説明いたします。

議案第10号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,760万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして190万円、0.3%の減となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。が、保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に、251ページ、252ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、253ページ、254ページには、総括表を載せておりますので、ご覧いただくこととしまして、255ページ以降の事項別明細書によって、特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

255ページ、歳入から説明させていただきます。

まず、1款、保険料でございますが、第8期介護保険事業計画によりまして、令和3年度から令和5年度までの基準保険料を月額5,650円、年額で6万7,800円として算定してございます。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう国の標準段階と同じく第1段階から第9段階とし、第1段階から第3段階までの低所得者への保険料軽減を図っております。

1項、1目、第1号被保険者保険料、256ページの1節、特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,746人と見込み、保険料額を1億822万9千円。

2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を180人と見込み、保険料額を1,138万7千円とし、介護保険料の総額を前年度比3万6千円増の1億1,961万7千円を計上しております。

次に、2款、国庫支出金、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた1億237万5千円を計上しております。

2項、1目、調整交付金につきましては、財政力の格差調整のための交付金でございますが、現年度分としまして、過去の実績から保険給付費の8.27%、4,326万円を計上しております。

257ページの2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分で、介護予防・日常生活支援総合事業費に要する費用の25%、303万2千円を計上。

3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、現年度分としまして、包括的支援事業・任意事業費に要する費用に対して38.5%の433万4千円を計上しております。

4目、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に資する取り組みに対して交付されるものであります。が、前年実績額の118万9千円を計上。

5目、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防や健康づくり等に資する取り組みに

対し、評価指標の達成状況に応じて自治体に交付されるもので、前年実績額の116万2千円を計上するものであります。

次に、3款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の27%、1億6,049万5千円を計上。

2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分としまして、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費の27%、327万4千円を計上しております。

4款、道支出金、1項、1目、介護給付費負担金は、現年度分としまして、保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた9,081万4千円を計上。

2項、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分としまして、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%の151万6千円を。

2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましては、現年度分としまして包括的支援事業・任意事業費の19.25%の216万7千円をそれぞれ計上しております。

次に、259ページ、2段目になりますが、6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険会計の収支不足分の補填としまして32万6千円を繰り入れするものであります。

2項、1目、一般会計繰入金、260ページの1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費に要する町負担分12.5%の7,430万4千円を。

2節、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業分に要する町負担分12.5%の151万7千円を、

3節、地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金は、包括的支援事業・任意事業費分に要する町負担分19.25%の216万8千円を。

4節、その他一般会計繰入金につきましては、特別会計を運営するための事務費等に要する経費としまして966万5千円を。

5節、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1段階を0.5から0.3に、第2段階を0.63から0.5に、第3段階を0.75から0.7とそれぞれの基準額に対する負担割合に軽減するため636万2千円を軽減負担分として繰り入れするものであります。

次に、263ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、担当者会議や研修会等へ参加するための旅費、被保険者証や負担割合証等の消耗品費、各種通知書等の送付にかかる通信運搬費、介護保険システム保守業務、介護保険システムデータセンター使用料など、一般事務に要する経費としまして前年度比28万2千円増の283万5千円を計上しております。増額の要因ですが、国保連合会と接続しているパソコンのマイクロソフトオフィスのライセンス更新にかかる経費6万6千円の増と介護保険システムで使用しているプリンタが導入から11年が経過し、部品等の調達が困難となったため、機器更新費用として14万6千円を計上していることによるものです。

2項、徴収費、1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や郵便料としまして21万7千円を計上。

3項、1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、置戸町と共同設置しておりま

す介護認定審査会経費としまして354万5千円を計上。

265ページになります。

2目、認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして230万1千円を計上しております。

4項、1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして、前年同額の50万2千円を計上。

5項、1目、計画策定委員会費につきましては、令和6年度からの第9期介護保険事業計画策定のための経費としまして19万4千円を計上しております。

267ページになります。

2款、保険給付費、1項、1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護者にかかる給付で、利用者の増により前年度比144万4千円増の1億5,025万円を計上。3目、地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型共同生活介護、グループホームの利用に対する給付に7,955万4千円を。

5目、施設介護サービス給付費は、特養や老人保健施設サービスにかかる給付で、前年度比130万3千円減の2億7,699万1千円を計上しております。

7目、居宅介護福祉用具購入費は、前年同額の80万円を計上。

8目、居宅介護住宅改修費についても、前年同額の150万円を。

9目、居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成にかかる給付としまして2,088万円を計上しております。

2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上してございます。1目、介護予防サービス給付費は、居宅要支援者にかかる給付で、サービス利用者の増により前年度比181万7千円増の1,168万2千円を計上。

269ページになります。

5目、介護予防福祉用具購入費に50万円を計上。

6目、介護予防住宅改修費は、前年同額の140万円を計上。

7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成にかかる給付としまして291万6千円を計上してございます。

3項、1目、審査支払手数料は、介護給付費の請求にかかる審査支払手数料としまして45万円を計上してございます。

4項、1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するもので1,396万円を計上。

2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で、前年同額の10万円を計上しております。

271ページになります。

5項、1目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が年間で一定額を超えた場合に給付するもので、前年度比20万円増の280万円を計上。

2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付となりますが、前年同額の10万円を計上しております。

6項、1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者で所得の低い方への食費・居住費の補足的給付としまして、前年度比228万8千円減の3,043万7千円を計上。

3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費・滞在費の補足的給付としまして、前年同額の10万円を計上しております。

3款、地域支援事業費、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては1,164万9千円を計上しております。

主な内容としまして、272ページになりますが、委託料のサービス計画作成業務に74万5千円、運動指導等業務に168万3千円。

18節、負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援者にかかる訪問型・通所型サービス事業に913万8千円を計上しております。

2目、一般介護予防事業費につきましては、住民が主体的に実施する活動の普及推進や身近な地域での介護予防事業の実施を目的に48万円を計上。

274ページになりますが、主な内容としましては、委託料の老人クラブや町内会の集いのほか「いきいき百歳体操」への専門職派遣による運動指導等業務に30万1千円を計上しております。

2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握、相談を受けるなど地域における適切な保健・医療・福祉サービスにつながる支援を行うための経費としまして498万3千円を計上、主なものは、地域包括支援センター職員の人件費に充当するため、一般会計繰出金として496万7千円を計上しております。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医・ケアマネージャー・地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費としまして17万5千円を計上。

4目、地域包括支援センター運営費につきましては、介護サービス事業者のネットワーク化など支援システムを構築する取り組みや地域包括支援センターの運営協議会に要する経費としまして、前年度比196万4千円増の317万5千円を計上しております。

276ページになりますが、増額の要因としまして、地域包括支援システムに使用している機器の更新、パソコン4台とプリンタ1台になりますが、これら備品購入費用と更新機器の環境設定等にかかる委託費用が増えたことによるものでございます。

5目、生活支援体制整備事業費につきましては、生活支援・介護予防サービスの体制整備にかかる協議体や生活支援コーディネーターの経費で127万8千円を計上。

6目、認知症総合支援事業費につきましては、認知症初期集中支援事業にかかる経費としまして36万1千円を計上しております。

7目、在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、在宅医療と介護の連携に要する経費ですが、前年度比20万9千円減の2万6千円を計上。昨年は講師を迎えての施設での食事介助に関する具体的指導を含めた研修会を実施しましたが、隔年開催としていることから減額となっております。

8目、地域ケア会議推進事業費につきましては、介護支援専門員の資質向上やケアマネジメントの向上を図る経費としまして12万1千円を計上。

9日、任意事業費は、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用にかかる経費や家族介護用品購入に対する助成費用としまして113万7千円を計上してございます。

以上、令和5年度介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から令和5年度訓子府町下水道事業特別会計予算について行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○副議長（西山由美子君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第11号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書282ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 各会計予算書の282ページをお開き願います。

議案第11号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の「各会計予算案の説明資料」を含め、ご説明いたします。予算書に入る前に別冊の各会計予算案の説明資料の40ページをご覧いただきたいと思います。

下水道会計の予算編成にあたっての大筋を記載してございます。

まず、歳入については、国庫支出金に今年度で終了します農業集落排水施設更新事業に関わる補助金を昨年度に引き続き計上しております。また、町債では、農業集落排水事業および個別排水処理施設整備事業の事業費財源に充てるための起債と地方公営企業法の法的化に向けた移行業務の財源として、昨年度に引き続き、地方公営企業会計適用債を計上してございます。

次に、歳出につきましては、農業集落排水施設の設備改修に関わる工事費や通常の維持管理費の計上、個別排水処理施設の整備および維持管理費等の経費に関わる計上を。

また、令和6年度からの地方公営企業法適用に向けた業務委託料を計上してございます。

なお、38ページ、39ページに下水道事業特別会計の概要を、40ページの中ほどには下水道事業の投資的事業の内訳、下段には、令和5年度債務負担行為の予定額を載せていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、予算書の282ページに戻りまして、まず、第1条第1項で、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,530万円と定めるものであります。

また、2項では、歳入歳出予算の区分ごとの金額は、次ページ、第1表 歳入歳出予算によることを規定しております。

第2条では、地方債について定めておりますが、後ほど第2表 地方債で説明させていただきます。

第3条では、一時借入金の借り入れ最高額を1億円と定めております。

285ページのお開きください。

第2表 地方債では、起債限度額を農業集落排水事業で4,460万円、個別排水処理施設整備事業で1,550万円、地方公営企業法適用事業で880万円、合わせて6,890万円と定めようとするものであります。

なお、起債の方法は、証書借入で利率は5%以内、償還方法は記載のとおりとなっております。

総括の部分は割愛させていただきまして、予算書288ページ、289ページの事項別明細書より歳入のご説明をいたします。

2款、1項、1目の農業集落排水施設使用料につきましては、前年度の使用料の実績を勘案し5,015万9千円を計上してございます。

2目、個別排水処理施設使用料につきましては、前年度の使用料および前年度に新たに設置した浄化槽分の使用料を加味し、本年度の新規設置数の使用料を見込んだ1,525万5千円を計上してございます。

3款、1項、1目の国庫補助金につきましては、農業集落排水管理センターの設備更新のための工事費など補助対象額8,220万円に対する補助率50%ということで4,460万円を計上してございます。

次に290ページをお開きください。

4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等、自主財源および特定財源を差し引き、その不足額を一般会計から繰り入れするもので、前年度と比較し1,873万8千円増額となる9,064万円を計上してございます。

6款、3項、1目、雑入の消費税還付金につきましては、令和4年度の決算見込みを基に消費税の算出を行ったところ課税売上消費税に比べ、課税仕入消費税が多くなる見込みから346万7千円を計上し、その下の雑入では、令和4年度からの農業集落排水施設機器更新工事实施に伴い、撤去となった有価物の売り払いを予定していることから、売払収入として15万2千円を計上してございます。

次に、7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水事業の補助残に充てるための下水道債と過疎債を合わせて4,460万円の計上。

2目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、事業費の起債対象経費分として、下水道債、過疎債を合わせて1,550万円の計上となっております。

次に、292ページをお開きください。

3目、公営企業会計適用債につきましては、国から令和5年度末までに下水道事業を地方公営企業法の適用に移行することを要請されていることから、それに伴います5年度分の費用の財源として880万円を計上してございます。

次に、294ページをお開きください。歳出の説明になります。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、前年度と比較し1,529万7千円減額の1,162万6千円を計上してございます。

12節、委託料では、下水道事業公営企業法の適用をするための委託費として、令和5年度につきましては、法適用移行事務支援業務およびシステム導入業務を予定し、前年度と比較し1,391万5千円減の880万円の計上となっております。

27節、繰出金では、使用料賦課徴収経費として、下水道負担分として水道事業会計へ

繰り出すものですが、前年度は料金システムの更新表分が計上されており、その経費がなくなることにより前年度と比較し137万8千円減の247万円を計上してございます。

次の2項、1目、農業集落排水管理費につきましては、前年度と比較し472万8千円の増、7,277万1千円を計上してございます。

10節、需用費では、光熱水費で燃料費高騰による電気料の値上げにより、前年度の実績を踏まえまして534万9千円の増の1,830万4千円を計上。

12節、委託料、処理施設維持管理業務で、前年度3年ごとの長期継続契約を締結し、年額の確定により910万円減の3,717万2千円を計上してございます。

続きまして、296ページをお開きください。

2目、個別排水管理費につきましては、前年度と比較し83万5千円増の2,161万3千円を計上してございます。

10節、需用費、消耗品費では、物価高騰による浄化槽消耗品資材の値上げ等が見込まれますので、前年度と比較し11万7千円増の36万2千円を計上。

12節、委託料では、浄化槽点検基数の増および労務単価の増に伴い77万9千円増の1,779万2千円を計上してございます。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水事業につきましては、前年度と比較し2,791万7千円増の8,926万4千円を計上してございます。

14節、工事請負費では、農業集落排水施設更新事業の最終年度の工事費8,920万円を計上。その主な工事内容につきましては、機器の製作、据え付け、監視システムの改造を予定してございます。

なお、この事業の実施財源につきましては、国庫補助金と起債を予定してございます。

18節、負担金、補助及び交付金では、今回の農業集落排水施設更新事業に伴います土地改良事業団連合会の特別負担金6万4千円を計上。

2目の個別排水処理施設整備事業につきましては、前年度と比較し189万9千円増の2,092万4千円を計上してございます。

10節、需用費では、車両消耗品で下水道事業所管の車両のバッテリー交換を予定し、12節、委託料では、合併浄化槽設置に関わる測量設計業務として、設計単価の上昇を加味し25万円増の211万7千円を計上。

11節、工事請負費では、合併浄化槽4基の設置に関わる経費として資材物価高騰、設計単価上昇を加味し、昨年度比160万円増の1,852万7千円を計上してございます。

次に、298ページ、3款、1項、公債費につきましては、償還計画に基づき、元利償還分の所要額を計上してございます。

続きまして、300ページでは、債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

301ページにつきましては、地方債の調書であり、令和5年度末における元金残高は増減を算定し、表の右下にあります6億8,946万8千円となる見込みでございます。

以上、令和5年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第12号 令和5年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書303ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 予算書303ページになります。

議案第12号 令和5年度訓子府町水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条の規定によりまして、第2条では、業務の予定量を定めております。給水件数は2,080件、年間の総給水量は60万3千 m^3 、1日平均給水量は1,647 m^3 とし、主要な建設改良事業につきましては、大谷水系導水管更新事業、総事業費1億1,210万円、老朽管更新事業、総事業費2,918万円、機器更新事業、総事業費450万円、道路改良支障物件移設事業、総事業費1,010万8千円となっております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入については、第1款、水道事業収益は、第1項、営業収益と第2項、営業外収益を合わせて1億7,689万4千円の計上。

支出につきましては、第1款、水道事業費用は、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、予備費を合わせまして1億6,455万1千円の計上となっております。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入については、第1款、資本的収入は、第1項、企業債、第2項、補助金、第3項、補償金を合わせて1億7,338万4千円の計上。

支出につきましては、第1款、資本的支出は、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金を合わせて2億798万9千円の計上であります。

第4条の本文中、括弧書きに記載しておりますとおり、収入額が支出額に対して不足する額3,460万5千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、3条の収益的収支および4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど307ページ以降の実施計画説明書で説明させていただきます。

次に、304ページをお開きください。

第5条の企業債につきましては、表の記載のとおり各事業ごとの起債の限度額、合計1億2,360万円とし、起債の方法は証書借入で、年利は5%以内、償還方法は記載のとおりとなっております。

第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めております。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費2,572万6千円と定めてございます。

次の第8条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を2,893万9千円と定めるものです。

第9条、たな卸資産の限度額につきましては、メーター器等の購入で1,241万3千円と定めてございます。

それでは、307ページ以降の令和5年度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出につきましては、経営活動に伴います全ての収益と費用を計上するものですが、全体をとおして直近の実績を基に計上してございます。説明については、右側の説明欄に沿って、特徴的な部分だけ説明させていただきますので、ご了承願います。

まず、収益的収入の1款、1項、1目、給水収益の水道料金につきましては、過去3年間の使用水量を勘案し1億4,801万3千円を計上。

2目、その他営業収益、負担金で消防用水負担金では、消防の訓練用水分として、2万円を計上。

同じく、負担金の下水道会計負担金では、下水道料金の徴収に関わる事務経費として247万円を計上してございます。

次に、2項、営業外収益、2目、他会計補助金ですが、繰り出し基準に基づく児童手当支給分12万円のほか、下水道事業業務併任分として、人件費補助792万8千円の計上、起債の利息償還補助を含めまして1,066万8千円の計上となっております。

3目、長期前受金戻入は、補助金、補償金、負担金、受贈財産をもって取得した資産について、その減価償却に合わせて収益化するもので、合計で1,119万1千円を計上してございます。

5目、還付金、消費税還付金では、令和5年度事業実施に伴い、仮受消費税に比べ仮払消費税が多くなる見込みから、還付金417万9千円を計上してございます。

次に、308ページをお開きください。

収益的支出ですが、1款、1項、1目、原水及び浄水費、これにつきましては水源施設および浄水施設に関わる経費となります。節区分、4段目、委託料、水利更新業務では、水利権の許可年月日が令和6年3月31日付けで期限を迎えることから、今年度更新にかかる業務委託450万円を計上。

委託費から3段目の修繕費、施設機械等修繕では、一般修繕のほか、大谷浄水場の濾材交換費用を含め1,312万円を計上。

動力費では、燃料高騰による電力料金の値上げにより前年度実績を踏まえまして200万4千円増の948万3千円を計上。

一番下の負担金、鹿ノ子ダム維持管理負担金につきましては、鹿ノ子ダムの維持管理経費として、前年度より2万4千円の増額、固有資産等市町村交付金では5千円の減額、これを合わせまして102万4千円の計上。

次に、2目、配水及び給水費、これは配水施設および給水設備に要する経費となります。

節区分、5段目、修繕費、検満メーター設備整備につきましては、今年度更新基数350基の費用分で698万1千円の計上。

動力費、電力料につきましても燃料高騰による電力料金値上げにより前年度実績95万2千円増の530万7千円を計上。

材料費、水道メーター器につきましては、資材高騰による購入単価の増額を加味し1,143万7千円の計上となっております。

次に、309ページをお開きください。

3目、総係費ですが、これは事業活動全般に関する経費となります。

給料、手当、賞与、引当金、繰入額、法定福利費につきましては、職員4名分の所要額の計上となっております。

中ほどの委託料、水道施設管理業務委託では、前年度、3年ごとの長期継続契約を締結し、年額の確定により、前年と比較し19万8千円減の838万2千円を計上。同じく、委託料、システム機器保守業務では、前年度実施した企業会計システムのバージョンアッ

に伴う導入業務とスマホ検針システム導入業務の完了により、前年に比べ369万8千円減の206万8千円を計上してございます。

次に、310ページ、4目、減価償却費では、有形無形固定資産について、それぞれ今年度の減価償却見合い分を計上。

5目、資産減耗費につきましては、減価償却が終了していない固定資産の廃棄に伴うもので、該当分14万1千円を計上してございます。

この2目については、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上となります。

次に、2項、営業外費用、1目、支払利息は、それぞれ所要額782万2千円の計上。3目、雑支出は、前年度同額の20万円の計上。3項、予備費についても前年度同額の30万円の計上となっております。

次に、311ページ、資本的収入及び支出については、施設の建設など固定資産の取得にかかわる収支を計上してございます。

まず、資本的収入であります。1款、1項、1目、建設改良費等に充てるための企業債につきましては、基幹管路更新事業、老朽管更新事業、機器更新事業、道路改良支障物件移設事業を予定し、この事業費に充てるための財源として1億2,360万円の計上となっております。

2項、1目、他会計補助金につきましては、過去に実施した事業の起業債償還元金に対する一般会計からの補助金1,827万1千円を計上してございます。

同じく、2目、国庫補助金につきましては、基幹管路更新事業に対する国からの補助金であります。基幹管路補助金として2,964万3千円の計上となります。

3項、1目、補償金につきましては、道営農業農村整備事業実施に伴う水道本管移設として、道道北見置戸線および山林川地区の道補償金として187万円を計上してございます。

次に、312ページの支出になります。

1款、1項、1目、施設整備費につきましては、大谷水系導水管更新事業に関わる経費としまして、旅費、消耗品費、燃料費、工事請負費を合わせまして1億1,210万円の計上となっております。

2目、施設改良費につきましては、工事請負費で老朽管更新事業では、北2条線延長190m分で1,254万円の計上。道道北見白糠線、延長180m分で1,664万円の計上。機器更新事業では、北栄送水ポンプ場および緑丘送水ポンプ場の送水ポンプ、各1台分の更新費用としまして450万円の計上。道路改良支障物件移設事業では、道道北見置戸線、延長26m分で320万円。山林川地区で51m分で690万8千円の計上。4事業合わせまして、4,378万8千円の計上となっております。

3目、固定資産購入費につきましては、量水器設備費として、新設のメーター器、19台分の購入代金97万6千円を計上してございます。

2項、1目、企業債償還元金につきましては、償還計画に基づき、所要額5,112万5千円を計上してございます。

次の313ページ、令和5年度水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、一会計年度中の現金の流れを見るための報告書でございます。Ⅰ業務活動では、プラス2,988万8千円、Ⅱ投資活動では、マイナス9,570万6千円、Ⅲ財務活動で

は7, 247万5千円で、IV資金総減額はプラスの665万7千円を予定してございます。

314ページ、給与費明細書以降の財務諸表につきましては、後ほどご覧いただくとし説明は割愛させていただきます。

別冊の各会計予算案の説明資料41ページには、投資的事業の概要を載せておりますので、後ほどご覧いただくとし、また、45ページ、46ページでは、その整備箇所を図示しておりますので、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和5年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、議案第13号、議案第19号から議案第21号、議案第7号から議案第12号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

○副議長（西山由美子君） 次に、日程第24、議案第14号、日程第25、議案第15号、日程第26、議案第16号、日程第27、議案第17号は、関連する議題なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第14号 訓子府町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書85ページです。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、副議長のお許しをいただきましたので、訓子府町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の85ページをお開きください。

議員提案であります議案第14号 訓子府町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されるが、改正後の法律では、地方議会は適用除外となることから、独自の個人情報保護制度を設けることが必要となるため、条例を制定しようとするものである。

令和5年3月9日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員 西森信夫、同じく、泉愉美、同じく、西山由美子、同じく、工藤弘喜の4名でございます。

それでは、条例の概要について、ご説明いたします。

第1章 総則（第1条～第3条）、86ページから88ページです。

条例の目的、定義、議会の責務について規定しております。

定義する用語は「個人情報」「個人識別符号」「保有個人情報」「個人情報ファイル」「個人関連情報」などです。なお、この条例においての「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり「保有個人情報」とは、議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した情報で、議会事務局が保有する個人情報といたします。

第2章 個人情報などの取扱い（第4条～第16条）、88ページから92ページです。

議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の

制限などを規定しております。

第3章 個人情報ファイル（第17条）、92ページから93ページです。

議会が保有している個人情報ファイルのうち、一定の内容、規模などを有するものについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することなどを規定しております。

第4章 開示、訂正及び利用停止等。

自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止などの権利、手続などを規定しております。

第1節 開示（第18条～第30条）、94ページから98ページです。

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示決定などの期限、開示請求に係る手数料などを規定しております。

保有個人情報の開示義務の例外として「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」などを規定しております。

第2節 訂正（第31条～第37条）、98ページから100ページです。

議会が保有する自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合の訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定などの期限などを規定しております。

第3節 利用停止（第38条～第43条）、100ページから102ページです。

議会が保有する自己の個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供などされていると思料する場合の当該個人情報の利用の停止や消去などを請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置、利用停止決定などの期限などを規定しております。

第4節 審査請求（第44条～第46条）、102ページから103ページです。

開示決定、訂正決定、利用停止決定等またはこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求の手続及び審査会への諮問などを規定しております。

第5章 雑則（第47条～第52条）、103ページです。

未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、個人情報の取り扱いに関する苦情処理、制度運用に関する審査会への諮問、施行状況の公表などを規定しています。

第6章 罰則（第53条～第57条）、103ページから104ページです。

職員、委託事務に従事する者及び派遣労働者、また、これらの者であった者を含み、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合や、業務上知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供または盗用した場合などの罰則について規定しています。

附則、104ページです。

この条例は、令和5年4月1日から施行することを規定しています。

以上、議案第14号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第15号 訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書105ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書105ページになります。

議案第15号 訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように規定しようとするものでございます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、法適用となります各地方自治体は、従来運用してきた個人情報保護条例を廃止、改正法にのっとった全国的な共通のルールに従って新たな個人情報保護制度に対応した条例を整備するため、訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、右側の106ページをご覧ください。

第1条では、趣旨、第2条では、定義を定めており、中段、第3条では、個人情報取扱事務登録簿として、町の機関は、新たに個人情報取扱事務登録簿の備え付けをし、登録簿にどのようなことを記載するかというのを各号列記で載せているものでございます。

また、第2項から第4項につきましては、個人情報取扱事務登録簿の取り扱いについて定めてございます。

次のページに移ります。107ページでございます。

第4条につきましては、開示請求の手続きについて、法に定めるもののほかは規則で定める事項を記載するというように規定してございます。

第5条では、開示決定等の期限に関する特例を定めておりまして、開示決定の期限のほか著しく大量で事務の遂行に支障が出る場合、訂正請求があった場合の訂正決定の期限等について特例を定めてございます。

次、第6条でございます。開示請求に係る手数料でございます。こちらについては、第1項では、請求の手数は無料とする。第2項でただしコピー等の写しの交付については、それに要する費用の負担を。また、郵送による交付を希望する場合には郵送料に要する費用を負担しなければならないというふうに定めてございます。また、町長が特に必要と認める場合は減免をできるという規定もあわせて制定しております。

第7条、第8条では、訂正請求関連でございます。

第9条、第10条では、利用停止関連でございますが、こちらの請求手続きと期限の特例については、第4条と第5条の開示請求の内容とおの同様となっております。

一番下の段になります第11条でございます。第11条では、訓子府町情報公開個人情報保護審査会への諮問について規定しており、次の議案第16号でご説明いたします。新たに制定しようとしている訓子府町情報公開個人情報保護審査会への諮問については、この条例、本条例の改廃や町の機関の保有する個人情報の安全な保護措置基準などを決めるといった内容を諮問するというふうに定めてございます。

108ページに移りまして、附則でございます。

第1条では、施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2条で、従来の訓子府町個人情報保護条例を廃止する旨を定めております。

第3条では、旧個人情報保護条例を廃止することに伴う経過措置を定めておりまして、第1項では、旧条例の事務従事者や業務受託者につきましては、知り得た情報を他人に知らせたり不当な目的に使用してはならない義務については、新条例の施行後もまた従前の例により順守しなければならないと規定してございます。

第2項では、第1項同様に指定管理者等も旧条例の規定により知り得た情報への対応は従前の例によるものと定めてございます。

第3項では、新条例の施行日前に請求された開示、訂正、利用停止については、なお従前の例により取り扱うことと定めてございます。

第4項では、罰則について定めておまして、前の第1項、第2項で規定している旧条例の事務従事者や受託者、指定管理者などが新条例施行後に個人の秘密を洩らした場合、不正な利益を図る目的で提供したり盗用したりした場合は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処するという規定を設けてございます。

次のページに移ります。

附則の第4条でございます。第4条では、訓子府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について規定しておまして、この条例の中で改正後の個人情報保護法の影響を受ける部分について改正をしております。個人情報の保護については法の規定に基づき取り扱うというような定めを設けることとしてございます。

最後、第5条でございます。第4条の条例の一部改正の経過措置を定めておまして、改正前の条例の規定により発生した義務については、新条例施行後もなお従前の例によるというふうに定めてございます。

以上、議案第15号 訓子府町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第16号 訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書110ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書110ページでございます。

議案第16号 訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定しようとするものでございます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、情報公開・個人情報保護審査会の役割が見直されることとなりましたので、その設定について、各条例で定めていたものを新たに個別条例として制定するものでございます。

記以下につきましては、次の11ページをお開きください。

第1条では、趣旨を。第2条では、設置。第3条では、定義を定めておまして、下段第4条でございます。所掌事項として、審査会が調査審議するものについて、列挙してございます。第1号につきましては、情報公開条例による諮問に応じ、開示決定、開示請求に係る不作為についての不服申し立てについて審議することとなっております。

次のページに移ります。

第2号でございます。第2号では、諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項についての審議を行う。

続きまして、第3号でございます。第3号では、個人情報保護による開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為についての審査請求。こちらを審議することとなっております。

続きまして、第4号でございます。個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する諮問による個人情報の適正な取り扱いの確保に関する事項について審議することと定めております。

第6号でございます。第6号では、議会の個人情報保護条例の規定により、個人情報の適正な取り扱いの確保に関することについて審議することとなっております。

次に、第5号でございます。審査会委員は5人以内ということで規定してございます。

第6条では、審査委員は、町長が委嘱し、委員の任期を2年、補欠委員の任期は前任の残任期間、守秘義務などについて、各項で定めてございます。

第7条では、会長、副会長は各1名で互選で選ぶこと。またその役割についてを規定してございます。

第8号でございます。第8条では、審査会の調査審議は、本条例の規定により実施するというように規定してございます。

第9号でございます。第9条については、審査会の調査権限について定めておきまして、審査会が諮問庁に対し事件関連の公文書や個人情報の提示を求めることができる旨、そして、その提示文書については、何人も開示を求めることができない旨を定めております。

また、第2項では、その諮問庁は提示を拒めないこと。

第3項では、審査会が諮問庁に対し、資料作成を求めることができる旨、定めてございます。

次のページに移りまして、第4項では、審査会は請求人等や諮問庁に意見、資料の提出を求めること。適当と認める者にその知っている事実を陳述させることができることなどについて定めてございます。

次の第10条では、審査請求人等の申出により審査請求人の口頭意見陳述の機会を与えることなどについて。第2項では、審査会の許可により請求人等は補佐人とともに出頭できる旨、規定してございます。

次の第11条では、審査請求人等は意見書、または資料の提出もできる旨、規定してございます。

第12条では、諮問庁や審査請求人から提出のあった意見書や資料については、提出者以外の審査請求人等に写しを送付する旨。

第2項では、閲覧請求。第3項では、閲覧請求があった場合の相手方の意見聴取を。第4項では、日時、場所の指定についてを規定してございます。

114ページに移りまして、第13号でございます。審査請求等に係る調査審議手続については、非公開の旨、規定してございます。

第14条では、諮問に対する答申をした場合は、審査請求人や参加人にも送付すること。答申内容についての公表についてを規定してございます。

第15条では、審査請求に係る調査審議以外について、第1項では、町の機関や議会に対して。第2項では、第1項以外の者について、必要な協力を求めることができる旨、規定してございます。

第16条では、この条例に定めるもの以外は規則に委任する。

第17条では、罰則についてを規定してございます。

次に、附則でございます。

第1条で施行期日を定めております。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条で旧条例の委員は新条例の審査会委員に委嘱されたものとみなす旨、規定してございます。

第2項では、第1項の規定により、委嘱されたものとみなす委員は旧審査会委員の任期の残任期間とすると決めてございます。

第3項では、旧審査会にされた不服申し立てにつきましては、本条例施行日に諮問されたものとみなす旨。

次のページに移りまして、第4項では、旧審査会で実施していた調査審議は新条例の所掌事項に該当するものに限り、引き続き審査会で審議すること。

最後、第5項では、旧審査会の守秘義務は新条例施行後もなお従前の例によるものとしてございます。

以上、議案第16号 訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○副議長（西山由美子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで予算書の311ページの水道会計について、上下水道課長から訂正の発言がありますので発言を許します。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 311ページをお開きください。

資本的収入の1款、3項、3目、補償金という一番下の部分なんですけども、説明で目を1目と説明してます。3目が間違いなので、1目に訂正したいと思います。後ほど、これを差し替えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。大変申し訳ございませんでした。

○副議長（西山由美子君） それでは、次に、議案第17号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書116ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書116ページでございます。議案第17号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町情報公開条例（平成15年条例第34号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、影響を受ける情報公開条例の所要の改正をしようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、120ページ以降に新旧対照表を載せてございますので、こちらの方で説明をいたします。左側が改正案、右側が現行となっております、それぞれ下

線部が今回の改正部分となっております。

まず、第2条第2号中の文言追加でございますが、こちらについては「以下同じ。」という文言を注釈に追加しているものでございます。

次に、中段、第6条でございます。こちらが今回の改正のメインとなる部分でございます。情報開示請求があった場合に非開示としなければならない情報を各号列記をしているもので、今回は全各号の改正となっております。

左側の改正案の方でいきます。まず第1号については、法令や条例で公にできないとされている情報、こちらが非開示となります。

次のページに移ります。121ページでございます。

第2号でございます。こちらは、いわゆる個人情報非開示としております。ただし法令等や慣行で公になっている情報、人の生命、健康、生活、財産保護のために公にすべき情報。公務員の職務遂行情報については非開示から除外するという旨、規定してございます。

続きまして、下段、第3号でございます。個人情報保護法に規定する行政機関等匿名加工情報、新たにできたものなんですけれども、匿名加工情報というものは特定の個人を識別できないように個人情報を加工し事業者がその個人情報を復元できないようにしている情報について、匿名加工情報と読んでございます。こちらと個人識別符号、こちらにつきましても新しいものでございまして、その情報単体から特定の個人を識別できる符号のことでございまして、例えば、保険者番号ですとか、被保険者番号などが該当するものでございます。これらについては、非開示ということで決めてございます。

次に、122ページの上段になります。第4号でございます。第4号では、公共以外の法人に関する情報、または事業を営む個人の当該事業の情報で公にすると法人、個人の権益が脅かされるものは非開示としてございます。

次に、第5号でございます。各行政機関の内部、または相互間における審議、検討、協議の情報であって、公にすると率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるような情報については非開示としてございます。

次、第6号でございます。各行政機関内の事務事業の情報で、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等の信頼関係が損なわれるおそれ、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全秩序の維持に支障をきたすおそれ、監査、検査、試験、賦課、もしくは徴収に係る事務において、正確な事実の把握を困難にし、または違法、不当行為を容易にするおそれ、各行政機関の財産上の利益や地位を不当に害するおそれ等々については非開示ということで決めてございます。

123ページに移ります。

第13条の改正につきましては、法改正による引用法令の改正でございます。

次に、第27条、中段にあります第27条から第37条までは削除となっておりますが、こちらは情報公開・個人情報保護審査会の規定が入ってございました。議案第16号でご説明いたしました訓子府町情報公開・個人情報保護審査会条例で新たに審査会の規定を制定しましたので、本条例での規定条文を削除しているというものでございます。

それでは、119ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条で、施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条でございます。適用区分を定めておりまして、新条例第6条の規定については、この条例施行日以降に行われる開示決定等について適用するものでございます。

以上、議案第17号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第18号

○副議長（西山由美子君） 次に、日程第28、議案第18号 訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書126ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案126ページでございます。

議案第18号 訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてでございます。

訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

情報通信技術を活用した方法によりまして、本町の各種申請などの行政手続等を行うための必要な事項を定めるために訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定しようとするものでございます。

本町で行いますさまざまな行政手続をオンラインで実施できるように条例で規定しようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、次の127ページをお開きください。

第1条では、目的、第2条では、定義を定めており、次の128ページをご覧ください。上段、第3条でございます。電子情報処理組織による申請等についてでございます。電子情報処理組織とは、町の機関が使うパソコンなどの電子計算機と手続きをする相手方の使用するパソコン、スマートフォンなどの電子計算機を電気通信回線で接続した組織のことを言います。この電子情報処理組織により電子申請することができる旨、規定しております。いわゆるオンラインで申請できますよということが、ここで規定されてございます。

第2項では、電子情報処理組織で行った申請は、ほかの条例で規定する申請方法で行われたものとみなして、そのほかの条例の規定を適用できる旨、規定してございます。

第3項では、申請の受付については、町のファイルに記録された時点で申請を受付するという旨、規定してございます。

第4項では、申請等で本人の署名等が必要とされているものについては、個人情報カード、いわゆるマイナンバーカードの利用等により代えることができる旨、規定してございます。

第5項では、申請に本人確認や原本確認など、どうしても対面方式によらなければなら

ない部分がある場合は対面で行い、それ以外の部分は電子申請ができるという旨で規定してございます。

続いて、下段の第4条でございます。電子情報処理組織による処分通知等、書面による処分通知としていたものについて、電子情報処理組織を使用する方法で処分通知ができるという旨、規定してございます。

次のページに移ります。

第2項では、電子情報処理組織で処分通知をしたものを従来の書面などの処分通知と同様に条例等の規定を適用できる旨、規定してございます。

第3項から第5項については、前の条の電子情報処理組織による申請等の申請者と町の執行機関を入れ替えた規定でございまして、第3項では、処分通知は相手方のパソコン等に記録された時点で到達したとみなします。

第4項では、署名等、第5項については、対面での確認が必要な部分については対面、それ以外は電子情報処理組織で実施できるという旨、規定してございます。

第5条でございます。電磁的記録による縦覧等についてで、縦覧等のうち、その他の条例で書面による縦覧を行うと規定されているものについても、規則に定めるところで電磁的記録等に記録されている事項もできますよというふうに規定されております。

第2項では、電磁的記録での縦覧もその他の条例での書面縦覧が行われたものとみなす旨の規定をしてございます。

第6条では、電磁的記録による作成等についてでございまして、前条の縦覧と同様、電磁的記録による作成についても書面等により行われたものと同じとみなすことができるとして各項で規定してございます。

第7条、次のページですけれども、第7条ですけれども、適用除外を定めてございます。電子情報処理組織を用いて申請することが適当ではないものと他の条例等の規定で電子情報処理組織を利用する規定のあるものについては、第3条から第6条の規定は適用除外とする旨、規定してございます。

第8条では、添付書面等の省略を規定してございまして、個人番号カードの利用やその他規則で定めるものにつきましては、添付すべき書面を省略することができる旨、規定してございます。

第9条では、公表について定めてございまして、電子情報処理組織により申請できる事項につきましては、インターネットなどで公表するという旨、規定してございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第18号 訓子府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、議案第18号の提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第23号、議案第24号

○副議長（西山由美子君） 次に、日程第29、議案第23号、日程第30、議案第24号は、関連する議題なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第23号 町道路線の廃止についての提案理由の説明を求めます。議案書138ページです。

建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 議案第23号の提案説明を申し上げます。議案書138ページをご覧ください。

議案第23号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります。

記としまして、廃止する路線は、路線番号18、東2丁目線であります。

起点は、訓子府町東町27番地、終点は、東町411番地で、重要な経過地は東町であります。

路線の位置につきましては、次のページの図をご覧いただきたいと思いますが、このたび、東2丁目線道路整備に伴いまして、この後、議案第24号で提案説明させていただくおとり起点が変更になることとなりますので、本路線、総延長にして約693mを廃止するものであります。

以上、議案第23号 町道路線の廃止についての提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君）次に、議案第24号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書140ページです。

建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 続きまして、議案第24号の提案説明を申し上げます。議案書140ページをご覧ください。

議案第24号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のように町道路線を認定するものでございます。

記としまして、認定する路線は、路線番号18、東2丁目線であります。

起点が訓子府町東町428番地、終点は訓子府町東町411番地で、重要な経過地は東町であります。

路線の位置につきましては、先ほど同様、次のページの図をご覧いただきたいと思いますが、昨年、整備した消防庁舎から南に向かい常呂川の堤防敷地まで、今年度、消防庁舎の南側について、町道の利便性を高めるために新たに道路整備したものでありまして、こちらが49mほど延長かかっております。総延長といたしましては741.63mとなります。

本件につきまして、消防庁舎整備工事に伴い、先ほど議案第23号で廃止の提案説明をしました同路線の起点を49mほど北側に変更するために、新たな路線として、町道認定しようとするものでございます。

以上、議案第24号の認定について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、議案第23号、議案第24号の提案理由の説明が終了いたしました。

◎議事日程の変更

○副議長（西山由美子君） ここで議事について、議会運営委員長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第32、報告第1号、日程第33、報告第2号、日程第34、報告第3号を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第32、報告第1号、日程第33、報告第2号、日程第34、報告第3号を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第1号

○副議長（西山由美子君） 日程第32、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書152ページです。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 議案書の152ページをお開き願います。

報告第1号

定期監査結果報告について

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

令和5年 3月 9日提出

訓子府町議会副議長 西山 由美子

記

別 紙

次のページ、153ページをご覧ください。

令和5年 2月10日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

令和4年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和4年度の定期監査の結果を報告しま

す。

記

令和4年度 定期監査結果報告書 別紙

155ページをお開き願います。

3.「監査結果及び意見」という項目がございます。

この項目のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思えます。

3.「監査結果及び意見」

令和4年度の定期監査は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計の6会計について実施しました。

監査の着眼点は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの期間における事務事業の執行と経営管理の状況を中心としました。

監査の具体的内容は、各課等共通事項としては、各課等配当予算の執行状況と備品の調達および管理状況を、各課個別事項としては、21項目（別紙1）を重点としたほか、課で担当している団体（別紙1別表）の経理事務とその管理を対象としました。

また、現地調査として消防庁舎等建設事業外構工事の実施状況を、学校現地調査として訓子府小学校の学校経理と学校管理状況について確認を行いました。

監査方法は、各課等から提出のあった資料について職員の説明を受け、それをもとに質疑を行い、関係書類の突合や点検を行いました。

この結果、全ての会計において法令に従い、町の行政執行の方針に合致し、適期、適正に執行していることを認めます。

今後、出納整理期間まで引き続き適正な事務執行に努めること。

なお、原油、電気料金の値上げ、物価高騰、さらには、大雨・降ひょう被害による災害復旧費の増加等により、さらなる財政負担は避けられない状況であり、厳しい財源状況が見込まれることから、町税等の自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや徹底した経費の節減を図り、住民サービスの向上や持続可能な財政運営に取り組まれることを望みます。

以上でございます。

◎報告第2号

○副議長（西山由美子君） 次に、日程第33、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書166ページです。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 議案書の166ページをお開き願います。

報告第2号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和 5年 3月 9日提出
訓子府町議会副議長 西山 由美子

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年1月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和5年1月12日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページ、167ページから169ページにつきましては、説明を省略させていただきます。170ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年2月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和5年 2月10日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページ、171ページから173ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配布させていただきました3月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。174ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年3月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会副議長 西山 由美子 様

令和5年 3月 8日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページの175ページから177ページにつきましても、先の2件と同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○副議長（西山由美子君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第3号

○副議長（西山由美子君） 次に、日程第34、報告第3号 所管事務調査結果報告につ

いてを議題といたします。議案書178ページです。

二つの常任委員会から令和4年度の閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず最初に、総務文教常任委員会からお願いいたします。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） ただいま、副議長からのお許しをいただきましたので、令和4年度総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告を申し上げます。

この所管事務調査につきましては、令和4年第1回定例会におきまして、令和4年度中閉会中も継続調査ができるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査および質疑の内容については、省略しますが、令和5年1月26日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見として、まとめましたので、今後の町政執行にご配慮をいただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、議案書の179ページからの2. 調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきますと思います。

(1) 入札執行状況については、町内業者の入札参加の機会確保に配慮しながら、引き続き公正な執行に努めることを望みます。

(2) まちづくり推進会議については、町政への住民参画に向け、委員の出席率の向上と女性の登用を進め、その機能を発揮できるように充実を図ることを望みます。

まちづくりパワーアップ特別対策事業については、町民ニーズおよび未実施事業など、全体的な事業の見直しを望みます。

車座トークや夜間町長室開放など広聴事業については、継続し幅広い町民からの意見聴取の場の確保を望みます。

(3) 国民健康保険事業については、町民負担に配慮した事業の健全な運営を望みます。特定健診は、受診率向上に向けたPRに努めることを望みます。

(4) 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められます。

なお、税の公平性の原則から、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者抑制への取り組みの継続を望みます。

(5) 各種福祉施策のうち、子ども医療費助成事業については、子育て支援事業としても評価するものであり、町民の声を聞きながら事業拡大の検討を望みます。

介護保険事業については、その活用方法の周知など利用者の実態に十分配慮した対応を望みます。また、介護予防としてのいきいき百歳体操は各地域で自主的な運営が進み、事業効果が認められており、さらなる普及に努めることを望みます。

施設入所待機者については、希望に沿えるよう相談体制の充実を努めることを望みます。

認知症高齢者見守り事業および障害者支援事業については、引き続き状況把握に努め、必要なサービス提供につなげることを望みます。

除雪サービス事業、高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者支援事業については、引き続き事業継続に向けた課題の整理と利用者への周知を望みます。

(6) 児童センターについては、子育て・教育面などにおいて大きな効果が認められ、今後とも利用者の声を生かし、安全に配慮した運営を望みます。

(7) 各種予防業務の実施については、充実していると認めます。引き続き受診率向上

に向けた取り組みを望みます。

(8) 子育て支援センターについては、子育て世代の相談の場、交流・情報交換の場としての効果が認められ、利用者に寄り添った活動を望みます。

(9) こども園の運営については、異年齢教育・保育の効果が見られます。引き続き、体制整備を含め安全に配慮した運営に努めることを望みます。

(10) スポーツセンターについては、引き続き利用者の安全への配慮に努め、今後においても町民の利用に向けた取り組みを望みます。

温水プールについては、事故防止に最善を尽くしながら、新しい行事の取り組みなど、スポーツセンターとの連携も含め一層の利用促進を求めます。

(11) 図書館の運営については、本に親しむ事業など、図書館利用の多様化につながる取り組みの継続を望みます。

歴史館の運営については、入館者の拡大を図るために、親しみやすい施設名称・PR手段・展示方法の工夫など、積極的な取り組みを求めます。

(12) 青少年研修館については、活動や交流を深めるための機能を持たせるなど、施設の目的に沿った利用に努めることを望みます。

(13) その他委員会の所管に関する事項として、お伝えをしたいと思います。

①地域担当職員制度については、その成果が認められるところですが、今後においても、職員の負担を考慮しながら地域との連携を図ることを望みます。

②ふるさと納税については、町のPR効果を認めるものであり、返礼品については、体験型も含め内容の検討を求めます。

③要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、子どもの教育、学習機会を保障するため継続し、さらに充実を図ることを望みます。

④地域巡回講座については、講座の内容充実と一層のPRを望みます。

⑤文化・芸術振興事業（アート・タウン・プロジェクト事業）については、町民の参加も含めた今後の事業展開について検討を求めます。また、作品への道順案内の設置を望みます。

⑥GIGAスクールについては、事業効果が十分に発揮されるよう、教職員の研修を引き続き実施し、健康に十分配慮しながら、児童生徒への教育効果の向上に努めることを望みます。

⑦コロナに伴う義務教育への影響については、引き続き感染症の状況を見ながら教育現場への影響が最小となる対応を望みます。

⑧訓子府高等学校に対する支援については、存続に向けて、各種支援事業の継続を望みます。

以上をもって、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○副議長（西山由美子君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） それでは、副議長からのお許しをいただきましたので、令和4年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても令和5年1月26日に

委員会として最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、議案書の182ページから2. 調査所見の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

(1) 農業振興については、国内外の動向、情報を把握するとともに、関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じることを望みます。

多面的機能支払交付金事業については、保全会と行政とのより密接な連携が必要。本事業を超えるような場合は、行政対応にも配慮願いたい。担い手不足も含め、地域の実情に応じた保全会事業のあり方の検討を求めます。

訓子府農業の多様性を見据えた農地流動化の検討を望むとともに、担い手対策は、引き続き地道な活動を願い、婚活事業については、時代にあったアプリなどを活用し、出会いのきっかけづくりを期待する。

有害鳥獣駆除対策については、被害を最小限にとどめるため、くくりわなの活用と広域対応を含めたハンターの育成を強化してほしい。

特産園芸作物の支援策については、今後も生産者の声を聞き、関係組織と連携し、新たな取り組みに期待する。

(2) 畜産振興については、酪農家の多様な経営形態に応じた振興策を講じるようJAや関係団体と十分に連携し、畜産経営が今後も持続できる支援制度の拡充に向け、国などに対し強く求めていただきたい。

また、町営牧場は酪農家の安定経営に向け果たす役割は大きく、引き続き収支のバランスと利用拡大・安全な管理体制の充実を望みます。

(3) 中小企業の振興については、住環境リフォーム促進事業や店舗出店等支援事業および店舗改修事業などその効果は大いに評価できることから事業の継続を望みます。

就労助成金事業及び後継者育成助成金事業についても同様に評価するものであるが、今後も商工会と連携した事業の推進を求めます。

(4) 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設等の適切な管理に努めることを望みます。

(5) 温泉保養センターの運営については、今後も適切な管理のもと維持管理経費の縮減に努めるとともに、利用者拡大につなげていくことを望みます。

(6) 町営住宅および町有住宅の維持管理については、住宅使用料滞納額の解消への努力が認められ、今後も徴収への努力を望みます。滞納者については横の連携をとり、総合的な対応を望みます。

(7) 建築および土木事業の執行については、契約に基づき適正に施工されています。今後とも財政健全化の推進を図るとともに計画的な公共工事の執行を望みます。

(8) 下水道事業の運営については、施設更新計画に基づき、引き続き施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めることを望みます。

(9) 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも漏水箇所の早期把握に努め、有収率の向上を図ることを求めます。

さらに、老朽管の更新計画については、水道ビジョンを基に財源確保や財政状況を見据

え、計画的な推進を求めます。

(10) 道路・河川・橋梁の維持については、災害などにより恒常的に被災する箇所の解消に努め、被災箇所の早期復旧を求めます。また、中・小河川の計画的な維持管理の遂行を望みます。

道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し引き続き制度拡充を求めることを望みます。

(11) 公園の維持管理については、各公園の遊具について引き続き安全確保の徹底を望みます。

また、シルバー世代の活用も意識した公園のあり方について検討していただきたい。

(12) 町有林の維持管理については、森林の持つ水源かん養機能を重視し、町の財産としてその価値を高めるため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めるとともに、関係機関と連携を図り、適切な管理に努めることを望みます。引き続きドローン等の最新技術の活用も視野に入れていただきたい。

また、森林認証の活用・PRなどにより、木材産業活性化の推進を図ることを求めます。

(13) その他委員会の所管に関する事項です。

①随意契約などの小規模工事の執行に当たっては、今後も町内産業の振興にも考慮しながら公平で公正な執行を求めます。

②商品券事業については、経済対策としての事業効果は認められます。今後の交付金事業においては、影響を受けた人・事業者に寄り添った制度設計を求めます。

③新型コロナウイルス感染症対策として実施した経営継続支援事業については、影響を受けた事業者に寄り添った取り組みとなっており、事業効果が大きいと認められます。

④UIJターンについては、地域おこし協力隊事業も含めた中での移住・定住に向けた事業展開を期待する。

⑤置き雪除雪事業については、周知方法と今後の事業展開を期待する。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

◎散会の宣告

○副議長（西山由美子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

13日からの一般質問の実施を町民の皆さんに周知しているため、本日はこれにて散会いたしたいと思えます。

ご苦勞さまでした。明日は午前9時30分から開会いたします。一般質問を行いますので、ご参集のほどよろしくお願ひいたします。

散会 午後 2時58分